

EXPOSIM 通信サービス契約約款（データ通信編）

第14版

平成24年7月1日

株式会社ライフグローバライズ

目次

第1章 総則.....	1
(約款の適用) .....	1
(約款の変更等) .....	1
(用語の定義) .....	1
第2章 EMOBILE通信サービスの種類.....	3
(EMOBILE通信サービスの種類) .....	3
第3章 契約.....	4
第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種別.....	4
(EMOBILE通信サービスに係る契約の種別) .....	4
第2節 一般契約.....	4
(契約の単位) .....	4
(契約申込みの方法) .....	4
(契約申込みの承諾) .....	4
(契約者識別番号) .....	5
(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断) .....	5
(一般契約者の氏名等の変更の届出) .....	5
(一般契約に係わる契約の承継) .....	5
(一般契約に係る契約の譲渡) .....	6
(一般契約者が行う一般契約の解除) .....	6
(当社が行う一般契約の解除) .....	6
(その他の提供条件) .....	6
第3節 定期契約.....	6
(契約の単位) .....	6
(契約申込みの方法) .....	6
(契約申込みの承諾) .....	7
(定期契約の区分) .....	7
(定期契約の満了) .....	7
(定期契約の満了に伴う契約の変更等) .....	8
(その他の提供条件) .....	8
第4章 付加機能.....	9

(付加機能の提供) .....	9
(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い) .....	9
第5章 EM chipの貸与等.....	10
(EM chipの貸与) .....	10
ii	
(契約者識別番号その他の情報の登録等) .....	10
(EM chipの情報消去および返還) .....	10
(EM chipの管理責任) .....	10
(暗証番号) .....	11
第6章 利用中止および利用停止.....	12
(利用中止) .....	12
(利用停止) .....	12
第7章 通信.....	14
第1節 通信の種類等.....	14
(通信の種類) .....	14
(電波伝播条件による通信場所の制約) .....	14
(相互接続に伴う通信) .....	14
第2節 通信利用の制限.....	14
(通信利用の制限) .....	14
第8章 料金等.....	17
第1節 料金および工事に関する費用.....	17
(料金および工事に関する費用) .....	17
第2節 料金等の支払義務.....	17
(基本使用料等の支払義務) .....	17
(パケット通信料の支払義務) .....	18
(定期契約に係る契約解除料の支払義務) .....	18
(手続きに関する料金の支払義務) .....	18
(ユニバーサルサービス料の支払義務) .....	18
(工事費の支払義務) .....	18
第3節 料金の計算および支払い.....	18
(料金の計算および支払い) .....	18
第4節 預託金.....	19
(預託金) .....	19
第5節 割増金および延滞利息.....	19
(割増金) .....	19
(延滞利息) .....	19

第9章 保守.....	20
(当社の維持責任) .....	20
(契約者の維持責任) .....	20
(契約者の切分責任) .....	20
(修理または復旧) .....	20
iii	
(修理または復旧の場合の暫定措置) .....	20
第10章 損害賠償.....	21
(責任の制限) .....	21
(免責) .....	21
第11章 雑則.....	22
(承諾の限界) .....	22
(利用に係る契約者の義務) .....	22
(電気通信事業者への情報の通知) .....	23
(契約者に係る情報の利用) .....	23
(国際アウトローミングの利用等) .....	23
(法令に規定する事項) .....	24
(閲覧) .....	24
(約款の掲示) .....	24
(合意管轄) .....	24
(準拠法) .....	24
別記.....	25
1 サービス区域.....	25
2 付加機能の提供.....	25
3 付随サービスの提供.....	27
4 当社から契約者に行なう通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務.....	28
5 端末設備に異常がある場合等の検査.....	28
6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査.....	28
7 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等.....	29
8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い.....	29
9 端末設備の電波法に基づく検査.....	29
10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い.....	29
11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査.....	29
12 新聞社等の基準.....	29
13 課金対象パケットの情報量の測定等.....	30

1 4 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い...	30
1 5 端末設備の接続.....	30
1 6 自営電気通信設備の接続.....	31
1 7 検査等のための端末設備の持込み.....	31
1 8 インターネット接続機能の利用における禁止行為.....	31
1 8 の 2 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い.....	32

iv

1 9 第 5 8 条（電気通信事業者への情報の通知）第 1 項の規定に基づき当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者.....	32
2 0 長期契約割引の取扱い.....	32
料金表.....	33
通則.....	33
第 1 表 EMOBILE 通信サービスに関する料金.....	35
第 1 基本使用料等.....	35
第 2 パケット通信料.....	68
第 3 国際アウトローミングに係るパケット通信料.....	94
第 4 契約解除料.....	96
第 5 手続きに関する料金.....	101
第 6 ユニバーサルサービス料.....	103
第 2 表 工事費.....	104
第 3 表 付随サービスに関する料金.....	104
第 1 請求書発行サービス.....	104
附則.....	105
附則別紙.....	110

1

## 第 1 章 総則

### （約款の適用）

第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属国際電気通信規則（平成 2 年 6 月郵政省告示第 4 0 8 号）および電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）その他の法令の規定によるほか、この EMOBILE 通信サービス契約約款（データ通信編）（料金表を含みます。以下「この約款」といいます。）により EMOBILE 通信サービス（この約款においては、データ通信に係るものをいいます。）を提供します。

### （約款の変更等）

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の EMOBILE 通信サービス契約約款（データ通信編）によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語 用語の意味

1 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

2 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

3 EMOBILE通信

サービス

DS-CDMA方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。

以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス

4 EMOBILE通信

サービス取扱所

(1) EMOBILE通信サービスに関する業務を行う当社の事業所

(2) 当社の委託によりEMOBILE通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所

5 一般契約 当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約であって、定期契約以外のもの

6 一般契約者 当社と一般契約を締結している者

7 定期契約 当社が定める期間において当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約

8 定期契約者 当社と定期契約を締結している者

9 EMOBILE契約 当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約

10 契約者 一般契約者または定期契約者

2

11 料金月 1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間

12 移動無線装置

EMOBILE契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置

1 3 無線基地局設備 移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備

1 4 契約者回線 EMOBILE 契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線

1 5 E M c h i p

契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が EMOBILE 通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの

1 6 端末設備

契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの

1 7 自営電気通信設備 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

1 8 相互接続点 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条および第34条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点

1 9 協定事業者 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者

2 0 外国事業者 当社と国際ローミングに関する協定を締結している外国の事業者

2 1 相互接続通信 相互接続点との間の通信

2 2 契約者回線等 （1）契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社が必要に応じ設置する電気通信設備

（2）相互接続点

2 3 消費税相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 24 ユニバーサルサービス

### ス料

事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

## 3

### 第2章 EMOBILE通信サービスの種類

（EMOBILE通信サービスの種類）

第4条 EMOBILE通信サービスには、次の種類があります。

#### 種類内容

EMモバイル

ブロードバンド

当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信サービス

## 4

### 第3章 契約

#### 第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種類別

（EMOBILE通信サービスに係る契約の種類別）

第5条 EMOBILE通信サービスに係る契約には次の種別があります。

（1）一般契約

（2）定期契約

#### 第2節 一般契約

（契約の単位）

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

（契約申込みの方法）

第7条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのEMOBILE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

2 前項の場合において、一般契約の申込みをするものは、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。

ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般契約の申込みをした者が当社のEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

(3) 一般契約の申込みをした者が、第32条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、EMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはEMOBILE通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

## 5

(契約者識別番号)

第9条 EMOBILE通信サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、EMOBILE通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、EMOBILE通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断)

第10条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、EMOBILE通信サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなくEMOBILE通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 一般契約者は、氏名、名称、住所もしくは請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかにEMOBILE通信サービス取扱所または当社が別に定めた連絡方法により届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第9条(契約者識別

番号)、第15条(当社が行う一般契約の解除)、第26条(EM chipの貸与)、第31条(利用中止)、第32条(利用停止)および第60条(国際アウトローミングの利用等)第8項に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(一般契約に係る契約の承継)

第12条 一般契約者が相続または法人の合併もしくは分割(以下「相続等」といいます。)を伴うときは相続人等は一般契約の承継を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときの取扱いを次のとおりとします。

(1) 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてEMOBILE通信サービス取扱所に請求していただきます。

(2) 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。

3 相続人等は、承継前の契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)および義務を承継します。

4 当社は第1項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 一般契約に係る承継により新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者がEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。

(2) 一般契約に係る承継により、新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者が、第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第2項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

## 6

(一般契約に係る契約の譲渡)

第13条 当社は一般契約の譲渡を承諾しません。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第14条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめEMOBILE通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う一般契約の解除)

第15条 当社は、第32条(利用停止)の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者が第32条(利用停止)第1項各号の

規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、EMOBILE通信サービスの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。

4 当社は、前3項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その一般契約に係わるEMOBILE通信サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

(注) 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第16条 一般契約に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

### 第3節 定期契約

(契約の単位)

第17条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1の定期契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第18条 定期契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのEMOBILE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

2 一般契約者または定期契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者または定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているEMOBILE通信サービスに準じて取

7

り扱います。

(契約申込みの承諾)

第19条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 定期契約の申込みをした者が当社のEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 前条第1項に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

(3) 定期契約の申込みをした者が、第32条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、EMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがあるときまたはEMOBILE通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第57条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（定期契約の区分）

第20条 定期契約に係る契約には次の区分があります。

(1) 第1種定期契約

(2) 第2種定期契約

(3) 第3種定期契約

(4) 第4種定期契約

（定期契約の満了）

第21条 第1種定期契約および第4種定期契約においては、その契約に基づいて当社がEMOBILE通信サービスの提供を開始した日を含む料金月（その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新日を含む料金月、またその契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を契約が満了する日（以下「満了日」といいます。）とします。

区 分 内 容

第1種定期契約 12料金月

第4種定期契約 24料金月

2 第2種定期契約および第3種定期契約においては、その契約に基づいて当社がEMO  
8

BILE通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。

区 分 内 容

第2種定期契約 12料金月

第3種定期契約 24料金月

(定期契約の満了に伴う契約の変更等)

第22条 第1種定期契約者および第4種定期契約者は、その満了日の翌日にその定期契約を更新します。その定期契約を更新するときは、第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

2 第2種定期契約者および第3種定期契約者は、料金表に別に定める場合を除いて、その満了日の翌日に一般契約に変更します。

(その他の提供条件)

第23条 定期契約における契約者識別番号、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、承継、譲渡、契約者が行う契約の解除および当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

2 定期契約に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

9

#### 第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、別記2に規定するところにより付加機能を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、別記2の(1)に規定する付加機能のうち、e m o b i l eメールについては、契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

3 前項の規定によるほか、契約者が料金表第1表第1(基本使用料等)1(12)に規定する料金種別を選択した場合、当社は、別記2に定める固定インターネット接続機能の請求があったものとして取り扱います。

4 前2項の規定にかかわらず、当社は、E M O B I L E通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるときには、その付加機能を提供しません。

(E M O B I L E通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第25条 当社はE M O B I L E通信サービスの利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

10

#### 第5章 E M c h i pの貸与等

(E M c h i pの貸与)

第26条 当社は、E M O B I L E通信サービス契約者に対し、E M c h i pを貸与します。この場合において、貸与するE M c h i pの数は、1のE M O B I L E契約につき1とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するE M c h i pを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号その他の情報の登録等)

第27条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEM chipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EM chipを貸与するとき。

(2) その他、当社のEM chipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第9条(契約者識別番号)第2項または第53条(修理または復旧の場合の暫定措置)の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

(EM chipの情報消去および返還)

第28条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEM chipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEM chipの貸与に係るEMOBILE通信サービス契約の解除があったとき。

(2) その他、EM chipを利用しなくなったとき。

2 当社のEM chipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEM chipを当社が別に定める方法により、当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第26条(EM chipの貸与)第2項の規定により、当社がEM chipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEM chipを返還するものとします。

(EM chipの管理責任)

第29条 EM chipの貸与を受けている契約者は、そのEM chipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EM chipの貸与を受けている契約者は、EM chipについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEM chipを利用した場合であっても、そのEM chipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、EM chipの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

11

(暗証番号)

第30条 契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipに、EM chip暗証番号(そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったもの

とみなします。

2 契約者は、EM c h i p暗証番号を善良な管理者の注意義務をもって管理していただきます。

## 12

### 第6章 利用中止および利用停止

#### (利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、EMOBILE通信サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第36条(通信利用の制限)または第37条の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるEMOBILE通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にEMOBILE通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条第1項の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(EMOBILE通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、または第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのEMOBILE通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(2) EMOBILE通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 別記4の規定に違反したとき、または別記4の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 契約者がEMOBILE通信サービスの利用において第57条(利用に係る契約者

の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(5) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(6) 別記5もしくは6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたは、その検査の結果、技術基準等(別記7に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(7) 別記8, 9, 10または11の規定に違反したとき。

(8) 第46条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

13

(9) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(12)に規定する料金種別の適用を受けている契約者が、EMOBILE通信サービス契約約款(固定データ通信編)に基づいて、利用の停止または契約の解除を受けたとき。

(注) 当社は、本条の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を停止するとき、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。ただし、本条第4号の規定により、EMOBILE通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

14

## 第7章 通信

### 第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第33条 通信には、次の種類があります。

#### 種類内容

1 一般通信 2以外の通信

2 相互接続通信 相互接続点との間の通信

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第34条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第35条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(この約款で提供するEMOBILE通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。

## 第2節 通信利用の制限

### (通信利用の制限)

第36条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

(1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

15

### 機 関 名

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記12の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第37条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用またはEMOBILE通信サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 別記2に規定するemobileメールに係る通信が著しくふくそうする場合に、電子メールの配信を制限すること。

(3) emobileメールに係る通信において、多数のメールアドレス指定をして送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合に、その電子メールの配信を拒否すること。

(4) 契約者がemobileメールを利用して送信した電子メールについて、その電子メールの転送を継続して行うことがEMOBILE通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、その電子メールの転送を停止すること。

(5) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がEMOBILE通信サービスの提供に

支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(6) 契約者が別記18に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

(7) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。

2 当社は、前項による規定のほか、EMOBILE通信サービスに関して、次の処置をとることがあります。

(1) 一定時間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置

3 当社は、前2項による規定のほか、EMOBILE通信サービスの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断する処置をとります。

4 当社は、前3項による規定のほか、一般社団法人インターネットコンテンツ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。

17

## 第8章 料金等

### 第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第38条 EMOBILE通信サービスの料金は、料金表第1表（EMOBILE通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料等、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金およびユニバーサルサービス料とし、基本使用料等は、基本使用料および付加機能使用料を合算したものとします。

2 別記2に定める国際アウトローミング（以下「国際アウトローミング」といいます。）の料金は、料金表第1表第3に規定する国際アウトローミングに係るパケット通信料とします。

3 EMOBILE通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線または付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表

第1表第1（基本使用料等）に規定する料金（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりEMOBILE通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（1）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（2）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（3）前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、EMOBILE通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

#### 区別 支払いを要しない料金

契約者の責めによらない理由によりそのEMOBILE通信サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE通信サービスについての料金

18

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

（パケット通信料の支払義務）

第40条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、料金表第1表第2（パケット通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。なお、算定に使用する情報量は、別記13の規定に基づいて測定します。

2 契約者は、パケット通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記14に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(定期契約に係る契約解除料の支払義務)

第41条 定期契約者は、満了日を含む料金月の翌料金月以外の日定期契約の解除があったときは、料金表第1表第4(契約解除料)に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第42条 契約者は、EMOBILE通信サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第43条 契約者は、料金表第1表第6(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第44条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### 第3節 料金の計算および支払い

(料金の計算および支払い)

第45条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

### 第4節 預託金

(預託金)

第46条 契約者または第12条(一般契約に係わる契約の承継)の規定による承継に基づき新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、EMOBILE通信サービスの利用に先立って(承継の場合は当社によるその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) EMOBILE通信サービス契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) EMOBILE通信サービスにかかわる契約の承継の承認を請求したとき。
- (3) 第32条(利用停止)第1項第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停

止が解除されるとき。

(4) 第31条(利用中止)第2項の規定による利用中止を受けた後、その利用中止が解除されるとき。

(5) 付加機能の提供を請求したとき。

(6) 第60条(国際アウトローミングの利用等)第9項に基づき国際アウトローミングの利用の中止が解除されるとき。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのEMOBILE通信サービス契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

#### 第5節 割増金および延滞利息

(割増金)

第47条 契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 20

### 第9章 保守

(当社の維持責任)

第49条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第50条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります。)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第51条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧)

第52条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第36条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

(修理または復旧の場合の暫定措置)

第53条 当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

21

## 第10章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 当社は、EMOBILE通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのEMOBILE通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、EMOBILE通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額

に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1 (基本使用料等) に規定する料金

(2) 料金表第1表第2 (パケット通信料) 1 (3) で最大パケット通信料金額が規定されている場合においては、その最大パケット通信料金額に料金表第1表第2

(パケット通信料) の (2) に規定するパケット通信料の減額を適用した料金

(3) 料金表第1表第2 (パケット通信料) 1 (4) で最大料金額が規定されている場合においては、EMOBILE通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金 (前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額。)

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、EMOBILE通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第55条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更 (以下この条において「改造等」といいます。) を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなればならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

## 22

### 第11章 雑則

(承諾の限界)

第56条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第57条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと

(3) 端末設備もしくは自営電気通信設備またはE M c h i pに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと

なお、別記18に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 電子メール（別記2（付加機能の提供）に定めるものをいいます。以下この条にて同じとします。）の送信は、当社が別に定める方法により行うこと。

2 当社は、電子メールの送信に当たって、別記18および18の2に定める場合のほか、次の行為があったと認めたときは、前項第5号の規定に違反したものとして取り扱います。

(1) 広告または宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為

(2) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為

(3) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、またはその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁氣的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為

(4) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）または特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為

23

（電気通信事業者への情報の通知）

第58条 契約者は、第14条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第15条（当社が行う一般契約の解除）、第23条（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、携帯電話事業者またはPHS事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定

めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 契約者は、第15条(当社が行う一般契約の解除)第2項、または第32条(利用停止)第1項第4号の規定に基づきEMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがある場合(いずれの場合においても、第57条(利用に係る契約者の義務)第1項第4号の規定に違反した場合(専ら別記18に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限ります。))に限ります。)は、携帯電話事業者またはPHS事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日等の情報(契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第59条 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

なお、EMOBILE通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する「プライバシーポリシー」および「個人情報の取扱いについて」において定めます。

(国際アウトローミングの利用等)

第60条 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第54条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定(損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。)により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

2 国際アウトローミングに係るパケット通信料は、当社が定めるものとし、契約者は、国際アウトローミングを利用したときは、料金表第1表第3(国際アウトローミングに係るパケット通信料)に規定する国際アウトローミングに係るパケット通信料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミングに係るパケット通信料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国事業者または当社の機器等により測定します。

3 国際アウトローミングに係る外国事業者または当社の機器等の故障等により国際アウトローミングに係るパケット通信料を正しく算定できなかった場合は、別記14の規定に準じて取り扱います。

4 外国事業者が定める国際アウトローミングのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

5 電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを

利用することはできません。

24

6 国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

7 当社は、契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係るパケット通信料の1の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。）が、当社が別に定める金額を超えた場合に、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると判断したときは、国際アウトローミングの利用を中止します。

8 当社は、前項の規定により国際アウトローミングの利用を中止したときは、その旨を当該契約者に通知します。

9 EMOBILE通信サービスの料金その他の債務の全てが支払われた場合、国際アウトローミングの利用の中止を解除します。

10 契約者が行った国際アウトローミングに係るパケット通信の累計の情報量が1日において25メガバイトを超えたときは、その超えたときからその日の間、当該契約者の国際アウトローミングに係るパケット通信の利用を制限します。

11 国際アウトローミングに係る通信の利用について、国際アウトローミングの円滑な提供を図るため、当社は、別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断します。

（注）契約者は、国際アウトローミングを契約者以外の者が利用した場合であっても、その利用に係る料金の支払いを要します。

（法令に規定する事項）

第61条 EMOBILE通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（閲覧）

第62条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

（約款の掲示）

第63条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページまたは当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所に掲示します。

（合意管轄）

第64条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第65条 この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 別記

## 1 サービス区域

EMOBILE通信サービスのサービス区域は、別表1（サービス区域）に定める都道府県の区域とします。

## 2 付加機能の提供

当社は、契約者から請求があったときは、次表に規定する付加機能を提供します。

## 種類提供条件

## 国際アウトローミン

## グ

（1）主として別表2（外国事業者一覧および料金区分等）に定める外国事業者に係る電気通信設備を使用して提供する電気通信サービスであって、当社においてその外国事業者に係る電気通信設備から送出された確認信号（EM chip）を装着した移動無線装置の在圏が当該外国事業者に係る電気通信設備において確認されたことを通知する信号をいいます。以下同じとします。）による認証を行って、通信を行うことができる機能をいいます。

（2）国際アウトローミングを利用できる外国事業者および料金区分等については、別表2（外国事業者一覧および料金区分等）に定めるところによります。

（3）契約者は、国際アウトローミングの利用にあたっては、料金表第1表第3（国際アウトローミングに係るパケット通信料）2に規定する料金の支払いを要します。

## 固定インターネット

## 接続機能

（1）EMOBILE通信サービス契約約款（固定データ通信編）に規定するフレッツ接続サービスを提供する機能をいいます。

（2）第24条（付加機能の提供）第3項の規定が適用される場合において、当社は、同時にEMOBILE通信サービス契約約款（固定データ通信編）に規定するフレッツ接続サービスの契約の申込みがあったものとして取り扱います。

（3）料金表第1表第1（基本使用料等）1（12）に規定する料金種別が適用されている契約者が、料金表第1表第1（基本使用料等）1（12）に規定する料金種別以外の料

金種別に変更する場合、その変更する申し出があった日を含む料金月の翌料金月の初日に固定インターネット接続機能を廃止します。

26

(4) その他の提供条件については、EMOBILE通信サービス契約約款(固定データ通信編)に定めるところによります。

e m o b i l e メール

(1) 当社が割り当てた電子メール(インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。)のアドレス(以下「メールアドレス」といいます。)を使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信、蓄積、送信または転送等を行うことができる機能をいいます。

(2) e m o b i l e メールには、次の機能があります。

(ア) ウィルスチェック機能

当社が指定する接続方法により e m o b i l e メールを利用した場合は、当社がコンピュータウィルス(コンピュータについて、その意図に沿うべき動作をさせず、またはその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録をいいます。)に係る通信と認定したものを検知し、それを消去しまたはそのコンピュータウィルスを含む電子メールを消去する機能をいいます。

(イ) 迷惑メールフィルタ機能

当社が指定する接続方法により e m o b i l e メールを利用した場合は、当社がスパムメール(メールの内容に特定の I P アドレスを送信源とするメッセージおよびメッセージ内に特定の U R L、単語等が含まれているものをいいます。)に係る通信と認定したものを検知し、それを消去する機能をいいます。

(ウ) メール転送機能

契約者に割り当てたメールアドレス宛の電子メールを当社が指定する方法により契約者が指定した転送先に転送する機能をいいます。

(3) 本機能の利用にあたっては、料金の支払いを要しません。

(4) e m o b i l e メールに係る提供条件等は、次に定めるところによります。

(ア) 当社は、e m o b i l e メールを利用するために必要なメールIDとパスワードを1契約ごとに各1個発行し、契約者は善良な管理者の注意をもって管理していただ

27

きます。当社は、メールIDとパスワードの盗難、紛失等によって生じた損害等について責任を負わないものとします。

(イ) 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合ならびに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合すでに蓄積している情報を消去します。

(ウ) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間が経過した後に消去されます。

(エ) (イ) または (ウ) の規定により消去された情報は、復元できません。

(オ) 当社は、本機能に関して、インターネット接続に係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の品質の保証をしません。

(カ) 当社は、本機能を使用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失による損害または知りえた情報による損害については、その原因のいかんによらず一切の責任を負わないものとします。

(キ) 当社は、ウイルスチェック機能および迷惑メールフィルタ機能によってすべてのコンピュータウイルスおよびスパムメールを検知し消去することを保証しません。

(ク) e m o b i l e メールに関する提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(5) 本機能を利用するためには、事前に「e m o b i l e メール利用規約」および「My EMOBILE利用規約」に同意していただきます。

(6) 「e m o b i l e メール利用規約」に違反する行為があったものと認められた場合、当社は第57条（利用に係る契約者の義務）第1項第5号に違反したものとして取り扱い

ます。

### 3 付随サービスの提供

#### (1) 請求書発行サービス

ア 当社は、契約者から請求があったときは、次により請求書の発行サービスを提供します。

イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第1（請求書発行サービス）に規定する料金の支払いを要します。

28

### 4 当社から契約者に行う通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

(1) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行なう必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定めた連絡方法（契約者のメールアドレスを含みます。以下同じとします。）によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所もしくは居所、請求書の送付先または契約者の了承を得て別に定めた連絡方法に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

(2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。

(3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

(5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(4)と同様とします。

(6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等を行わないこととします。

(7) 当社は、当社がその契約者回線について第32条（利用停止）に基づくEMOBILE通信サービスの利用の停止、第15条（当社が行う契約の解除）に基づく契約の解除または第60条（国際アウトローミングの利用等）第7項に基づく国際アウトローミングの利用の中止を行う場合であって、書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。

(8) 契約者は、(2)の届出を怠った、または当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

## 5 端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

## 6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

## 29

### 7 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

種類 技術基準および技術的条件

EMモバイルブロードバンド 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

### 8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

(1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記8において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

(2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

(3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

### 9 端末設備の電波法に基づく検査

別記8に規定する検査のほか、端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記8の(2)および(3)の規定に準ずるものとし、

### 10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとし、

### 1 1 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記9の規定に準ずるものとします。

### 1 2 新聞社等の基準

#### 区分基準

##### (1) 新聞社

次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社  
ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること

イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること

##### (2) 放送事業者等

放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者および有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者

30

##### (3) 通信社

新聞社または放送事業者等にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者等が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

### 1 3 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者または着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

### 1 4 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1) 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

#### ア イ以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ 過去1年間の  
実績を把握するこ  
とができる場合

機器の故障等により正しく通信料が算定することができな  
かった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々  
の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められ  
る日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1  
日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の  
日数を乗じて得た額

（2）（1）の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参  
酌するものとします。

#### 15 端末設備の接続

（1）契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信  
設備を介して、端末設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受ける  
ことができるものおよびEMOBILE通信サービスの契約者回線に接続するこ  
とができるもの）に限り、以下この別記15において同じとします。）を接続す  
るときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるEMOBILE通信サービス  
取扱所にその接続の請求をしていただきます。

（2）当社は、（1）の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

（3）当社は、（2）の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が（2）の  
技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続す  
るとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

（4）当社の係員は、（3）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（5）契約者が、その端末設備を変更したときについても、（1）から（4）までの規定

31

に準じて取り扱います。

（6）契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを  
当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所に通知していただきます。

#### 16 自営電気通信設備の接続

（1）契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信  
設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許  
を受けることができるものおよびEMOBILE通信サービスの契約者回線に接

続することができるものに限り、以下この別記16において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所に通知していただきます。

#### 17 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備(移動無線装置に限り、以下この別記17において同じとします。)もしくは自営電気通信設備(移動無線装置に限り、以下この別記17において同じとします。)を、当社が指定した期日に当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。

(2) 別記5または15の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(3) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

#### 18 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

(1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為

(2) (1)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為

(3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為

(4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為

(6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為

32

(7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為

(9) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為

(10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為

(11) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為

(12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為

(13) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為

(14) (1) から (13) のほか、法令または慣習に違反する行為

(15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為

(16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為

(17) 上記 (16) までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

#### 18の2 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

当社は、1の契約者回線から1日当たり1,000通の電子メールの送信が行われたときは、別記18の(1)または(2)に該当する行為がなされたものとして取り扱います。ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

19 第58条（電気通信事業者への情報の通知）第1項の規定に基づき当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

#### 電気通信事業者

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社ラネット、株式会社サジェスタム、株式会社ヤマダ電機および株式会社ノジマ

#### 20 長期契約割引の取扱い

契約者は、第2種定期契約および第3種定期契約を締結した際には、その契約毎にそれぞれ当社が指定する内容および条件で長期契約割引を受けることができます。

33

料金表

## 通則

### (料金の計算方法等)

1 料金の計算は、この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

ただし、国際アウトローミングに係るパケット通信料の計算については、この料金表に規定する額により行います。

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、パケット通信料およびユニバーサルサービス料は料金月（その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

#### (基本使用料等の日割り)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りではありません。

(1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除があったとき。

(3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。

(4) 料金月の起算日以外の日、に、月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。

(5) 第39条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

5 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第39条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

6 第4項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

#### (端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

#### (一括請求の取扱い)

8 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限り、以下「統合対象

34 サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて、一括して請求（以下「EMOBILE一括請求」といいます。）します。

9 当社は、EMOBILE一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。

（1）EMOBILE通信サービス利用権の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。

（2）EMOBILE通信サービス契約もしくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。

（3）前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。

10 EMOBILE一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（料金額の通知）

11 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

（料金等の支払い）

12 契約者は、料金および工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

13 前項の場合において、料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（消費税相当額の加算）

14 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際アウトローミングに係るパケット通信料については、消費税相当額は加算されません。

（料金の臨時減免）

15 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この料金表または約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。

16 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

35

第1表 EMOBILE通信サービスに関する料金

## 第1 基本使用料等

### 1 適用

基本使用料等の適用については、第39条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

#### 基本使用料等の適用

##### （1）基本使用料の

#### 料金種別の選

#### 択等

ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、EMモバイルブロードバンドを提供します。

イ EMモバイルブロードバンドには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。

#### 契約の種別 料金種別

データプラン（ベーシック）

ギガデータプラン（ベーシック）

バリューデータプラン（ベーシック）

スーパーライトデータプラン（ベーシック）

データプランB（ベーシック）

昼割プラン（ベーシック）

フレッツ+定額モバイル（ベーシック）

フレッツ+スーパーライト（ベーシック）

フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）

EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）

EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）

EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）

#### 一般契約

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）

ク)

36

EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)

EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック)

データプラン (年とく割)

ギガデータプラン (年とく割)

バリューデータプラン (年とく割)

スーパーライトデータプラン (年とく割)

EMOBILE G4 データプラン (年とく割)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割)

年とく割

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)

データプラン (年とく割2)

ギガデータプラン (年とく割2)

バリューデータプラン (年とく割2)

スーパーライトデータプラン (年とく割2)

データプランB (年とく割2)

昼割プラン (年とく割2)

定期契約

## 第 1 種 定

期契約

年とく割

2

フレッツ+定額モバイル (年とく割2)

37

フレッツ+スーパーライト (年とく割2)

フレッツ+昼割モバイル (年とく割2)

EMOBILE G4 データプラン (年とく割2)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割2)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割2)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割2)

EMOBILE G4 データプランB (年とく割2)

EMOBILE G4 昼割プラン (年とく割2)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (年とく割2)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (年とく割2)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (年とく割2)

データプラン (にねんMAX)

ギガデータプラン (にねんMAX)

バリューデータプラン (にねんMAX)

スーパーライトデータプラン (に

ねんMAX)

データプランB (にねんMAX)

昼割プラン (にねんMAX)

第3 種定

期契約

にねん

MAX

フレッツ+定額モバイル (にねん

MAX)

38

フレッツ+スーパーライト (にね

んMAX)

EMOBILE G4 データプ

ラン (にねんMAX)

EMOBILE G4 ギガデー

タプラン (にねんMAX)

EMOBILE G4 バリユー

データプラン (にねんMAX)

EMOBILE G4 スーパー

ライトデータプラン (にねんMA

X)

EMOBILE G4 データプ

ランB (にねんMAX)

EMOBILE G4 昼割プラ

ン (にねんMAX)

フレッツ+EMOBILE G4

定額モバイル (にねんMAX)

フレッツ+EMOBILE G4

スーパーライト (にねんMAX)

データプラン (にねんL)

ギガデータプラン (にねんL)

バリユーデータプラン (にねん

L)

スーパーライトデータプラン (に

ねんL)

データプランB (にねんL)

昼割プラン (にねんL)  
フレッツ+定額モバイル (にねんL)  
フレッツ+スーパーライト (にねんL)  
EMOBILE G4 データプラン (にねんL)  
にねんL  
EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんL)

39

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)  
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)  
EMOBILE G4 データプランB (にねんL)  
EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)  
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL)  
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL)  
データプラン (にねんM)  
ギガデータプラン (にねんM)  
バリューデータプラン (にねんM)  
スーパーライトデータプラン (にねんM)  
データプランB (にねんM)  
昼割プラン (にねんM)  
フレッツ+定額モバイル (にねんM)  
フレッツ+スーパーライト (にねんM)  
フレッツ+昼割モバイル (にねんM)

M)

EMOBILE G4 データプラン (にねんM)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんM)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんM)  
にねんM

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんM)

40

EMOBILE G4 データプランB (にねんM)

EMOBILE G4 昼割プラン (にねんM)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんM)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねんM)

データプラン (にねんS)

ギガデータプラン (にねんS)

バリューデータプラン (にねんS)

スーパーライトデータプラン (にねんS)

データプランB (にねんS)

フレッツ+定額モバイル (にねんS)

フレッツ+スーパーライト (にねんS)

EMOBILE G4 データプラン (にねんS)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)

EMOBILE G4 バリュー  
データプラン (にねんS)

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (にねんS)

EMOBILE G4 データプ  
ランB (にねんS)

フレッツ+EMOBILE G4  
定額モバイル (にねんS)

にねんS

フレッツ+EMOBILE G4  
スーパーライト (にねんS)

41

データプラン (にねん得割)

スーパーライトデータプラン (に  
ねん得割)

データプランB (にねん得割)

昼割プラン (にねん得割)

フレッツ+定額モバイル (にねん  
得割)

フレッツ+スーパーライト (にね  
ん得割)

フレッツ+昼割モバイル (にねん  
得割)

EMOBILE G4 データプ  
ラン (にねん得割)

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (にねん得  
割)

EMOBILE G4 データプ  
ランB (にねん得割)

EMOBILE G4 昼割プラ  
ン (にねん得割)

フレッツ+EMOBILE G4  
定額モバイル (にねん得割)

フレッツ+EMOBILE G4  
スーパーライト (にねん得割)

## 第4 種定

### 期契約

にねん得

割

フレッツ+EMOBILE G4

昼割モバイル（にねん得割）

ウ 契約者はあらかじめ契約の種別および基本使用料の料金種別を選択していただきます。

エ 契約者は、本表（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）および（9）に規定する基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。この場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

42

（2） データプラ

ン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、

EMOBILE

G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)、

EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン

ア データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+昼割モバイル (ベーシック)、EMOBILE G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (ベーシック)、EMOBILE G4 データプラン (ベーシック)、フレッツ+昼割モバイル (ベーシック)

ク)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック) の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+昼割モバイル

43

ラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) およびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック)

に係る基本使用

料の取扱い

(ベーシック)、EMOBILE G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック) の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分 基本使用料の適用

1 データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+昼割モバイル (ベーシック)、EMOBILE G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+E

MOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、フレッツ+  
その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。

44

EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック) の解除があったとき。

2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。

契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。

(3) データプラン (年とく割)、  
ギガデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割)、  
スーパーライトデータプラン (年とく割)、  
EMOBILE G4 データプラン (年とく割)、  
EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく

割)、EMOB

I L E G 4

バリューデー

タプラン (年と

く割) およびE

M O B I L E

G 4 スーパー

ア データプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 データプラン (年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割) またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 データプラン (年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割) またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割) の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 データプラン (年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割) またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割) の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

45

ライトデータ

プラン (年とく

割) に係る基本

使用料の取扱

い

## 区分 基本使用料の適用

1 データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）、バリューデータプラン（年とく割）、スーパーライトデータプラン（年とく割）、EMOBILE G4 データプラン（年とく割）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割）またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割）の解除があったとき。

その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。

2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。

契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。

（4） データプラン（年とく割2）、ギガデータプラン（年とく割2）、バリューデータプラン（年とく割2）、スーパーライトデータプラン（年とく割2）、データプランB（年とく割2）、昼割

プラン（年とく  
割2）、フレッ  
ツ+ 定額モバ  
イル（年とく割  
2）、フレッツ

ア データプラン（年とく割2）、ギガデータプラン（年とく割2）、  
バリューデータプラン（年とく割2）、スーパーライトデータプ  
ラン（年とく割2）、データプランB（年とく割2）、昼割プラン  
（年とく割2）、フレッツ+定額モバイル（年とく割2）、フレ  
ッツ+スーパーライト（年とく割2）、フレッツ+昼割モバイル  
（年とく割2）、EMOBILE G4 データプラン（年とく割  
2）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割2）、E  
MOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）、EM  
OBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）、  
EMOBILE G4 データプランB（年とく割2）、EMOB  
ILE G4 昼割プラン（年とく割2）、フレッツ+EMOB I  
LE G4 定額モバイル（年とく割2）、フレッツ+EMOB I  
LE G4 スーパーライト（年とく割2）またはフレッツ+EM  
OBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）の基本使用料につ  
いては、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1  
の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン（年とく割2）、ギガデータプラン（年とく割2）、  
バリューデータプラン（年とく割2）、スーパーライトデータプ

46

+ スーパーラ  
イト（年とく割  
2）、フレッツ  
+ 昼割モバイ  
ル（年とく割  
2）、EMOB  
ILE G 4  
データプラン  
（年とく割  
2）、EMOB  
ILE G 4  
ギガデータプ

ラン (年とく割  
2)、EMOB

I L E G 4

バリューデー

タプラン (年と  
く割2)、EM

O B I L E G

4 スーパーラ

イトデータプ

ラン (年とく割  
2)、EMOB

I L E G 4

データプラン

B (年とく割  
2)、EMOB

I L E G 4

昼割プラン (年  
とく割2)、フ

レッツ+ E M

O B I L E G

4 定額モバイ

ル (年とく割

2、フレッツ+

E M O B I L

ラン (年とく割2)、データプランB (年とく割2)、昼割プラン

(年とく割2)、フレッツ+定額モバイル (年とく割2)、フレ

レッツ+スーパーライト (年とく割2)、フレッツ+昼割モバイル

(年とく割2)、EMOBILE G4 データプラン (年とく割

2)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割2)、E

MOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割2)、EM

O B I L E G4 スーパーライトデータプラン (年とく割2)、

EMOBILE G4 データプランB (年とく割2)、EMOB

I L E G4 昼割プラン (年とく割2)、フレッツ+EMOB I

L E G4 定額モバイル (年とく割2)、フレッツ+EMOB I

L E G4 スーパーライト (年とく割2) またはフレッツ+EM

O B I L E G4 昼割モバイル (年とく割2) の契約者は、他の

料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン（年とく割2）、ギガデータプラン（年とく割2）、バリューデータプラン（年とく割2）、スーパーライトデータプラン（年とく割2）、データプランB（年とく割2）、昼割プラン（年とく割2）、フレッツ+定額モバイル（年とく割2）、フレッツ+スーパーライト（年とく割2）、フレッツ+昼割モバイル（年とく割2）、EMOBILE G4 データプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 データプランB（年とく割2）、EMOBILE G4 昼割プラン（年とく割2）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（年とく割2）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

#### 区分 基本使用料の適用

1 データプラン（年とく割2）、ギガデータプラン（年とく割2）、バリューデータプラン（年とく割2）、スーパーライトデータプラン（年とく割2）、データプランB（年とく割2）、昼割プラン  
その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。

47

E G 4 スーパーライト（年とく割2）およびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）に係る基本使用料の

取扱い

ラン（年とく割2）、フレッツ  
+定額モバイル（年とく割2）、  
フレッツ+スーパーライト（年  
とく割2）、フレッツ+昼割モ  
バイル（年とく割2）、EMO  
BILE G4 データプラン  
（年とく割2）、EMOBILE  
G4 ギガデータプラン（年とく  
割2）、EMOBILE G4 バ  
リューデータプラン（年とく割  
2）、EMOBILE G4 スー  
パーライトデータプラン（年と  
く割2）、EMOBILE G4  
データプランB（年とく割2）、  
EMOBILE G4 昼割プラ  
ン（年とく割2）、フレッツ+  
EMOBILE G4 定額モバ  
イル（年とく割2）、フレッツ  
+EMOBILE G4 スーパ  
ーライト（年とく割2）または  
フレッツ+EMOBILE G  
4 昼割モバイル（年とく割2）  
の解除があったとき。

2 契約者から他の料金種別の  
適用に変更する申し出があ  
ったとき。

契約者から他の料金種別の適  
用に変更する申し出があった  
日を含む料金月の末日までの  
基本使用料を適用します。

（5） データプラ

ン（にねんMA  
X）、ギガデー  
タプラン（にね  
んMAX）、バ

リユーデータ  
プラン (にねん  
MAX)、スー  
パーライトデ  
ア データプラン (にねんMAX)、ギガデータプラン (にねんMA  
X)、バリュウデータプラン (にねんMAX)、スーパーライトデ  
ータプラン (にねんMAX)、データプランB (にねんMAX)、  
昼割プラン (にねんMAX)、フレッツ+定額モバイル (にねん  
MAX)、フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)、EMO  
BILE G4 データプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4  
ギガデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4  
バリュウデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4 ス  
ーパーライトデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G  
48  
ータプラン (に  
ねんMAX)、  
データプラン  
B (にねんMA  
X)、昼割プラ  
ン (にねんMA  
X)、フレッツ  
+ 定額モバイ  
ル (にねんMA  
X)、フレッツ  
+ スーパーラ  
イト (にねんM  
AX)、EMO  
BILE G4  
データプラン  
( にねんM A  
X)、EMOB  
ILE G4  
ギガデータプ  
ラン (にねんM  
AX)、EMO  
BILE G4

バリューデー

タプラン (にね

んMAX)、E

M O B I L E

G 4 スーパー

ライトデータ

プラン (にねん

MAX)、EM

O B I L E G

4 データプラ

ンB (にねんM

AX)、EMO

B I L E G 4

昼割プラン (に

4 データプランB (にねんMAX)、EMO B I L E G 4 昼割

プラン (にねんMAX)、フレッツ+EMO B I L E G 4 定額

モバイル (にねんMAX) またはフレッツ+EMO B I L E G

4 スーパーライト (にねんMAX) の基本使用料については、

この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規

定する料金額を適用します。

イ データプラン (にねんMAX)、ギガデータプラン (にねんMA

X)、バリューデータプラン (にねんMAX)、スーパーライトデ

ータプラン (にねんMAX)、データプランB (にねんMAX)、

昼割プラン (にねんMAX)、フレッツ+定額モバイル (にねん

MAX)、フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)、EMO

B I L E G 4 データプラン (にねんMAX)、EMO B I L E

G 4 ギガデータプラン (にねんMAX)、EMO B I L E G 4

バリューデータプラン (にねんMAX)、EMO B I L E G 4 ス

ーパーライトデータプラン (にねんMAX)、EMO B I L E G

4 データプランB (にねんMAX)、EMO B I L E G 4 昼割

プラン (にねんMAX)、フレッツ+EMO B I L E G 4 定額

モバイル (にねんMAX) またはフレッツ+EMO B I L E G

4 スーパーライト (にねんMAX) の契約者は、他の料金種別

への変更を請求することができます。

ウ データプラン (にねんMAX)、ギガデータプラン (にねんMA

X)、バリューデータプラン (にねんMAX)、スーパーライトデ

ータプラン（にねんMAX）、データプランB（にねんMAX）、  
昼割プラン（にねんMAX）、フレッツ+定額モバイル（にねん  
MAX）、フレッツ+スーパーライト（にねんMAX）、EMO  
BILE G4 データプラン（にねんMAX）、EMOBILE  
G4 ギガデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4  
バリューデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 ス  
ーパーライトデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G  
4 データプランB（にねんMAX）、EMOBILE G4 昼割  
プラン（にねんMAX）、フレッツ+EMOBILE G4 定額  
モバイル（にねんMAX）またはフレッツ+EMOBILE G  
4 スーパーライト（にねんMAX）の基本使用料の適用を廃止  
する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

#### 区分 基本使用料の適用

1 データプラン（にねんMA その契約解除日の前日までの

49

ねんMAX)、

フレッツ+ E

M O B I L E

G 4 定額モバ

イル（にねんM

AX）およびフ

レッツ+ E M

O B I L E G

4 スーパーラ

イト（にねんM

AX）に係る基

本使用料の取

扱い

X)、ギガデータプラン（にね

んMAX)、バリューデータプ

ラン（にねんMAX)、スーパ

ーライトデータプラン（にねん

MAX)、データプランB（に

ねんMAX)、昼割プラン（に

ねんMAX)、フレッツ+定額

モバイル（にねんMAX)、フ

レッツ+スーパーライト (にねんMAX)、EMOBILE G4 データプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4 データプランB (にねんMAX)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねんMAX)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんMAX) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX) の解除があったとき。

基本使用料を適用します。

2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。

契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。

エ データプランB (にねんMAX)、昼割プラン (にねんMAX)、フレッツ+定額モバイル (にねんMAX)、フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)、EMOBILE G4 データプランB (にねんMAX)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねんMAX)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんM

50

AX) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX) の契約者は、第22条 (定期契約の満了に伴う契約の変更等) 第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1

種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。

(6) データプラン  
ン (にねんM)、  
ギガデータプ  
ラン ( にねん  
M)、バリュー  
データプラン  
(にねんM)、  
スーパーライ  
トデータプラ  
ン (にねんM)、  
データプラン  
B (にねんM)、  
昼割プラン (に  
ねんM)、フレ  
ッツ+ 定額モ  
バイル (にねん  
M)、フレッツ  
+ スーパーラ  
イト ( にねん  
M)、フレッツ  
+ 昼割モバイ  
ル (にねんM)、  
E M O B I L  
E G 4 デー  
タプラン (にね  
んM)、EMO  
B I L E G 4  
ギガデータプ  
ラン ( にねん  
M)、EMOB  
I L E G 4  
バリューデー  
ア データプラン (にねんM)、ギガデータプラン (にねんM)、バ  
リューデータプラン (にねんM)、スーパーライトデータプラン (に  
ねんM)、データプランB (にねんM)、昼割プラン (にねんM)、

フレッツ+定額モバイル (にねんM)、フレッツ+スーパーライト (にねんM)、フレッツ+昼割モバイル (にねんM)、EMO B I L E G 4 データプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 ギガデータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 バリューデータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 スーパーライトデータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 データプランB (にねんM)、EMO B I L E G 4 昼割プラン (にねんM)、フレッツ+EMO B I L E G 4 定額モバイル (にねんM)、フレッツ+EMO B I L E G 4 スーパーライト (にねんM) またはフレッツ+EMO B I L E G 4 昼割モバイル (にねんM) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (にねんM)、ギガデータプラン (にねんM)、バリューデータプラン (にねんM)、スーパーライトデータプラン (にねんM)、データプランB (にねんM)、昼割プラン (にねんM)、フレッツ+定額モバイル (にねんM)、フレッツ+スーパーライト (にねんM)、フレッツ+昼割モバイル (にねんM)、EMO B I L E G 4 データプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 ギガデータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 バリューデータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 スーパーライトデータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 データプランB (にねんM)、EMO B I L E G 4 昼割プラン (にねんM)、フレッツ+EMO B I L E G 4 定額モバイル (にねんM)、フレッツ+EMO B I L E G 4 スーパーライト (にねんM) またはフレッツ+EMO B I L E G 4 昼割モバイル (にねんM) の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (にねんM)、ギガデータプラン (にねんM)、バリューデータプラン (にねんM)、スーパーライトデータプラン (にねんM)、データプランB (にねんM)、昼割プラン (にねんM)、

51

タプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 スーパーライトデータプラン (にねんM)、

E M O B I L

E G 4 デー

タプランB (に

ねんM)、EM

O B I L E G

4 昼割プラン

(にねんM)、

フレッツ+ E

M O B I L E

G 4 定額モバ

イル ( にねん

M)、フレッツ

+ E M O B I

L E G 4 ス

ーパーライト

(にねんM) お

よびフレッツ

+ E M O B I

L E G 4 昼

割モバイル (に

ねんM) に係る

基本使用料の

取扱い

フレッツ+定額モバイル (にねんM)、フレッツ+スーパーライ

ト (にねんM)、フレッツ+昼割モバイル (にねんM)、EMO

B I L E G 4 データプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4

ギガデータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 バリューデ

ータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 スーパーライトデ

ータプラン (にねんM)、EMO B I L E G 4 データプランB (に

ねんM)、EMO B I L E G 4 昼割プラン (にねんM)、フレッ

ツ+EMO B I L E G 4 定額モバイル (にねんM)、フレッツ

+EMO B I L E G 4 スーパーライト (にねんM) またはフレ

ツツ+EMO B I L E G 4 昼割モバイル (にねんM) の基本使

用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のと

おりとします。

区 分 基本使用料の適用

1 データプラン（にねんM）、  
ギガデータプラン（にねんM）、  
バリューデータプラン（にねん  
M）、スーパーライトデータプラ  
ン（にねんM）、データプランB  
（にねんM）、昼割プラン（にね  
んM）、フレッツ+定額モバイ  
ル（にねんM）、フレッツ+ス  
ーパーライト（にねんM）、フ  
レッツ+昼割モバイル（にねん  
M）、EMOBILE G4 デ  
ータプラン（にねんM）、EMO  
BILE G4 ギガデータプラ  
ン（にねんM）、EMOBILE  
G4 バリューデータプラン（に  
ねんM）、EMOBILE G4  
スーパーライトデータプラン  
（にねんM）、EMOBILE  
G4 データプランB（にねん  
M）、EMOBILE G4 昼割  
プラン（にねんM）、フレッツ  
+EMOBILE G4 定額モ  
バイル（にねんM）、フレッツ  
その契約解除日の前日までの  
基本使用料を適用します。

52

+EMOBILE G4 スーパ  
ーライト（にねんM）またはフ  
レッツ+EMOBILE G4  
昼割モバイル（にねんM）の解  
除があったとき。

2 契約者から他の料金種別の  
適用に変更する申し出があ  
ったとき。

契約者から他の料金種別の適  
用に変更する申し出があった

日を含む料金月の末日までの  
基本使用料を適用します。

エ データプラン（にねんM）、ギガデータプラン（にねんM）、バ  
リュウデータプラン（にねんM）、スーパーライトデータプラン  
（にねんM）、EMOBILE G4 データプラン（にねんM）、  
EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんM）、EMOB  
ILE G4 バリュウデータプラン（にねんM）またはEMOB  
ILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんM）の契約者  
は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規  
定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割  
に係る料金種別に変更します。

オ データプランB（にねんM）、昼割プラン（にねんM）、フレッ  
ツ+定額モバイル（にねんM）、フレッツ+スーパーライト（に  
ねんM）、フレッツ+昼割モバイル（にねんM）、EMOBIL  
E G4 データプランB（にねんM）、EMOBILE G4 昼割  
プラン（にねんM）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モ  
バイル（にねんM）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパー  
ライト（にねんM）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割  
モバイル（にねんM）の契約者は、第22条（定期契約の満了に  
伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌  
日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。

（7） データプラ

ン（にねんL）、

ギガデータプ

ラン（にねん

L）、バリュウ

データプラン

（にねんL）、

スーパーライ

ア データプラン（にねんL）、ギガデータプラン（にねんL）、バ  
リュウデータプラン（にねんL）、スーパーライトデータプラン（に  
ねんL）、データプランB（にねんL）、昼割プラン（にねんL）、  
フレッツ+定額モバイル（にねんL）、フレッツ+スーパーライ  
ト（にねんL）、EMOBILE G4 データプラン（にねんL）、  
EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんL）、EMOB I  
LE G4 バリュウデータプラン（にねんL）、EMOBILE G

4 スーパーライトデータプラン (にねんL)、EMOBILE G

53

トデータプラ  
ン (にねんL)、  
データプラン  
B (にねんL)、  
昼割プラン (に  
ねんL)、フレ  
ッツ+ 定額モ  
バイル (にねん  
L)、フレッツ  
+ スーパーラ  
イト (にねん  
L)、EMOB  
ILE G 4  
データプラン  
(にねんL)、  
EMOBIL  
EG4 ギガ  
データプラン  
(にねんL)、  
EMOBIL  
EG4 バリ  
ューデータプ  
ラン (にねん  
L)、EMOB  
ILE G 4  
スーパーライ  
トデータプラ  
ン (にねんL)、  
EMOBIL  
EG4 デー  
タプランB (に  
ねんL)、EM  
OBILE G  
4 昼割プラン

(にねんL)、

フレッツ+ E

4 データプランB (にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (にねんL)、ギガデータプラン (にねんL)、バリューデータプラン (にねんL)、スーパーライトデータプラン (にねんL)、データプランB (にねんL)、昼割プラン (にねんL)、フレッツ+定額モバイル (にねんL)、フレッツ+スーパーライト (にねんL)、EMOBILE G4 データプラン (にねんL)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 データプランB (にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL) の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (にねんL)、ギガデータプラン (にねんL)、バリューデータプラン (にねんL)、スーパーライトデータプラン (にねんL)、データプランB (にねんL)、昼割プラン (にねんL)、フレッツ+定額モバイル (にねんL)、フレッツ+スーパーライト (にねんL)、EMOBILE G4 データプラン (にねんL)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 データプランB (にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL) の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分 基本使用料の適用

1 データプラン (にねんL)、

ギガデータプラン（にねんL）、  
バリューデータプラン（にねん  
その契約解除日の前日までの  
基本使用料を適用します。

54

M O B I L E

G 4 定額モバ

イル（にねん

L）およびフレ

ッツ+ E M O

B I L E G 4

スーパーライ

ト（にねんL）

に係る基本使

用料の取扱い

L）、スーパーライトデータプラ

ン（にねんL）、データプランB

（にねんL）、昼割プラン（にね

んL）、フレッツ+定額モバイ

ル（にねんL）、フレッツ+ス

ーパーライト（にねんL）、E

M O B I L E G 4 データプラ

ン（にねんL）、E M O B I L E

G 4 ギガデータプラン（にねん

L）、E M O B I L E G 4 バリ

ューデータプラン（にねんL）、

E M O B I L E G 4 スーパー

ライトデータプラン（にねん

L）、E M O B I L E G 4 デー

タプランB（にねんL）、E M O

B I L E G 4 昼割プラン（に

ねんL）、フレッツ+EMO B

I L E G 4 定額モバイル（に

ねんL）またはフレッツ+EM

O B I L E G 4 スーパーライ

ト（にねんL）の解除があった

とき。

2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。

契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。

エ データプランB (にねんL)、昼割プラン (にねんL)、フレッツ+定額モバイル (にねんL)、フレッツ+スーパーライト (にねんL)、EMOBILE G4 データプランB (にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL) の契約者は、第22条 (定期契約の満了に伴う契約の変更等) 第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。

55

(8) データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バリューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (にねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMO

B I L E G 4

データプラン

(にねんS)、

E M O B I L

E G 4 ギガ

データプラン

(にねんS)、

E M O B I L

E G 4 バリ

ューデータプ

ラン ( にねん

S)、EMOB

I L E G 4

スーパーライ

トデータプラ

ン (にねんS)、

E M O B I L

E G 4 デー

ア データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バ  
リューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (に  
ねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル

(にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMO

B I L E G 4 データプラン (にねんS)、EMO B I L E G 4

ギガデータプラン (にねんS)、EMO B I L E G 4 バリューデ

ータプラン (にねんS)、EMO B I L E G 4 スーパーライトデ

ータプラン (にねんS)、EMO B I L E G 4 データプランB (に

ねんS)、フレッツ+EMO B I L E G 4 定額モバイル (にねん

S) またはフレッツ+EMO B I L E G 4 スーパーライト (に

ねんS) の基本使用料については、この料金表に特段の規定があ

る場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バ

リューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (に

ねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル

(にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMO

B I L E G 4 データプラン (にねんS)、EMO B I L E G 4

ギガデータプラン (にねんS)、EMO B I L E G 4 バリューデ

ータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプランB（にねんS）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんS）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン（にねんS）、ギガデータプラン（にねんS）、バリューデータプラン（にねんS）、スーパーライトデータプラン（にねんS）、データプランB（にねんS）、フレッツ+定額モバイル（にねんS）、フレッツ+スーパーライト（にねんS）、EMOBILE G4 データプラン（にねんS）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプランB（にねんS）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんS）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

56

データプランB（にねんS）、フレッツ+EMO

BILE G4  
定額モバイル

（にねんS）およびフレッツ

+EMOBILE G4  
スーパーライト

（にねんS）に

係る基本使用料の取扱い

区分 基本使用料の適用

1 データプラン（にねんS）、ギガデータプラン（にねんS）、バリューデータプラン（にねん

S)、スーパーライトデータプラン  
ン (にねんS)、データプランB  
(にねんS)、フレッツ+定額モ  
バイル (にねんS)、フレッツ  
+スーパーライト (にねんS)、  
EMOBI LE G4 データプ  
ラン (にねんS)、EMOBI L  
E G4 ギガデータプラン (に  
ねんS)、EMOBI LE G4  
バリューデータプラン (にねん  
S)、EMOBI LE G4 スー  
パーライトデータプラン (にね  
んS)、EMOBI LE G4 デ  
ータプランB (にねんS)、フレ  
ッツ+EMOBI LE G4 定  
額モバイル (にねんS) または  
フレッツ+EMOBI LE G  
4 スーパーライト (にねんS)  
の解除があったとき。

その契約解除日の前日までの  
基本使用料を適用します。

2 契約者から他の料金種別の  
適用に変更する申し出があ  
ったとき。

契約者から他の料金種別の適  
用に変更する申し出があった  
日を含む料金月の末日までの  
基本使用料を適用します。

エ データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バ  
リューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (に  
ねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル  
(にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMO  
BI LE G4 データプラン (にねんS)、EMOBI LE G4  
ギガデータプラン (にねんS)、EMOBI LE G4 バリューデ  
ータプラン (にねんS)、EMOBI LE G4 スーパーライトデ  
ータプラン (にねんS)、EMOBI LE G4 データプランB (に

ねんS)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん

57

S) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS) の契約者は、第22条 (定期契約の満了に伴う契約の変更等) 第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。

(9) データプラ

ン (にねん得

割)、スーパー

ライトデータ

プラン (にねん

得割)、データ

プランB (にね

ん得割)、昼割

プラン (にねん

得割)、フレッ

ツ+ 定額モバ

イル (にねん得

割)、フレッツ

+ スーパーラ

イト (にねん得

割)、フレッツ

+ 昼割モバイ

ル (にねん得

割)、EMOB

ILEG4

データプラン

(にねん得

割)、EMOB

ILEG4

スーパーライ

トデータプラ

ン (にねん得

割)、EMOB

ILEG4

データプラン

B ( にねん得

ア データプラン (にねん得割)、スーパーライトデータプラン (にねん得割)、データプランB (にねん得割)、昼割プラン (にねん得割)、フレッツ+定額モバイル (にねん得割)、フレッツ+スーパーライト (にねん得割)、フレッツ+昼割モバイル (にねん得割)、EMOBILE G4 データプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 データプランB (にねん得割)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねん得割)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん得割)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん得割) またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねん得割) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (にねん得割)、スーパーライトデータプラン (にねん得割)、データプランB (にねん得割)、昼割プラン (にねん得割)、フレッツ+定額モバイル (にねん得割)、フレッツ+スーパーライト (にねん得割)、フレッツ+昼割モバイル (にねん得割)、EMOBILE G4 データプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 データプランB (にねん得割)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねん得割)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん得割)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん得割) またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねん得割) の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (にねん得割)、スーパーライトデータプラン (にねん得割)、データプランB (にねん得割)、昼割プラン (にねん得割)、フレッツ+定額モバイル (にねん得割)、フレッツ+スーパーライト (にねん得割)、フレッツ+昼割モバイル (にねん得割)、EMOBILE G4 データプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 昼割プラン (に

ねん得割)、フ

レッツ+ E M

O B I L E G

4 定額モバイ

ル ( にねん得

割)、フレッツ

+ E M O B I

L E G 4 ス

ーパーライト

(にねん得割)

およびフレッ

ツ+ E M O B

I L E G 4

昼割モバイル

(にねん得割)

に係る基本使

用料の取扱い

O B I L E G 4 データプランB (にねん得割)、E M O B I L E

G 4 昼割プラン (にねん得割)、フレッツ+ E M O B I L E G

4 定額モバイル (にねん得割)、フレッツ+ E M O B I L E G

4 スーパーライト (にねん得割) またはフレッツ+ E M O B I L

E G 4 昼割モバイル (にねん得割) の基本使用料の適用を廃止

する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

## 59

エ データプラン (にねん得割) に係る基本使用料の適用を受ける

契約者は、E M O B I L E 通信サービスに係る契約を締結した日

を含む料金月から起算して24料金月を超える期間を継続して契

約を締結している場合、料金表第1表第2 (パケット通信料) 1

(1) の規定に基づいて算定される料金額が発生しない料金月に

ついて、2 (料金額) に規定する基本使用料の支払いを要しませ

区分 基本使用料の適用

1 データプラン (にねん得割)、

スーパーライトデータプラン

(にねん得割)、データプラン

B (にねん得割)、昼割プラン

(にねん得割)、フレッツ+定

額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の解除があったとき。

その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。

2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。

契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。

60

ん。

オ エにおいて「継続して契約を締結している場合」とは、次の場合をいいます。

- （ア）定期契約の満了に伴い契約を更新した場合。
  - （イ）定期契約の満了に伴い契約を変更した場合。
  - （ウ）契約を解除すると同時にあらたに契約を締結した場合。
- （10） データセ

ットおよびス  
マートプラン  
データセット  
の取扱い

ア データセットとは、契約者がデータプラン、EMOBILE G4 データプラン、データプランB、EMOBILE G4 データプランB、フレッツ+定額モバイルまたはフレッツ+EMOBILE G4 定額モバイルに係る契約に加え、当社がEMOBILE通信サービス契約約款（電話・データ通信編）に基づき提供するEMOBILEサービスを1以上契約し（当社が別に定める料金種別に係る契約に限ります。）、料金表通則8（一括請求の取扱い）に基づきEMOBILE一括請求を適用している場合において、適用する割引をいいます。

イ スマートプランデータセットとは、契約者がデータプラン、EMOBILE G4 データプラン、データプランB、EMOBILE G4 データプランB、フレッツ+定額モバイルまたはフレッツ+EMOBILE G4 定額モバイルに係る契約に加え、当社がEMOBILE通信サービス契約約款（電話・データ通信編）に基づき提供するEMOBILEサービスを1以上契約し（データセットとは異なる当社が別に定める料金種別に係る契約に限ります。）、料金表通則8（一括請求の取扱い）に基づきEMOBILE一括請求を適用している場合において、適用する割引をいいます。

ウ データセットおよびスマートプランデータセットの取扱いについては、EMOBILE通信サービス契約約款（音声・データ通信編）に規定します。

（11） データプランB および  
EMOBILE  
EG4 データプランB に  
係る基本使用料の料金種別の適用

ア データプランBまたはEMOBILE G4 データプランBに係る基本使用料の料金種別が適用されている契約者は、当社が別

に指定する接続先に限り、接続することができます。この場合において当該契約者に係る通信の利用の範囲は次の制限を受けません。

(ア) 当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断すること。

(イ) 1の料金月において契約者の当該料金月内の通信が5ギガ

61  
バイトを超えたことを当社が認めた場合、その日から当該料金月の間その通信について制限をすること。

イ 当社は、契約者が追加利用の適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合は、当該料金月内に限り、当該契約者は、アの(イ)に定める通信の利用の範囲の制限を受けません。ただし、追加利用の適用の申し込みは、1の料金月につき1回までとします。

ウ 追加利用の適用を受ける契約者は、次の表に規定する料金額の支払いを要します。

1 契約ごとに適用1回あたり次の料金額

区分 料金額

追加利用料

1, 429円

(税込額 1, 500円)

エ アの規定にかかわらず、契約者が追加利用の適用を受ける場合、当該料金月内に限り、アに規定する通信の利用の範囲の制限がない接続先であって、当社が別に定めるものに接続することができます。

(12) フレッツ+

定額モバイル、

フレッツ+ ス

ーパーライト、

フレッツ+ 昼

割モバイル、フ

レッツ+ E M

O B I L E G

4 定額モバイ

ル、フレッツ+

E M O B I L

E G 4 スー

パーライトお  
よびフレッツ  
+ E M O B I  
L E G 4 昼  
割モバイルに  
係る基本使用  
料等の料金種  
別の適用

ア フレッツ+定額モバイル、フレッツ+スーパーライト、フレッツ+昼割モバイル、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライトおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料の料金種別（以下「特定料金種別」といいます。）が適用されている契約者に限り、当社は固定インターネット接続機能を提供します。

イ 特定料金種別を選択してEMOBILE通信サービスに係る契約をあらたに締結した場合、料金表第1表第1（基本使用料）で計算された契約者回線の基本使用料と料金表第1表第2（パケット通信料）1（1）、（2）および（5）で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の合計額（以下この欄において「基本使用料およびパケット通信料の合計額」といいます。）の支払いについて、当社は次に定める減額または免除を行います。

（ア）契約を締結した日を含む料金月に支払うべき基本使用料およびパケット通信料の合計額が934円（税込額980円）を超えない場合、その支払いを要しません。

（イ）契約を締結した日を含む料金月に支払うべき基本使用料およびパケット通信料の合計額が934円（税込額980円）を超える場合、その支払うべき料金額から934円（税込額980円）を減額します。

62

ウ イにおいて「契約をあらたに締結した場合」は、次の場合を含みません。

（ア）定期契約の満了に伴い契約を更新した場合。

（イ）定期契約の満了に伴い契約を変更した場合。

（ウ）契約を解除すると同時にあらたに契約を締結した場合。

エ 固定インターネット接続機能を廃止するとき、契約者はあらかじめ特定料金種別以外の料金種別を選択していただきます。

(13) 昼割プラン、フレッツ+昼割モバイル、EMOBILE G4 昼割プランおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料等の料金種別の適用

ア 昼割プラン、フレッツ+昼割モバイル、EMOBILE G4 昼割プランおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料の料金種別が適用されている契約者は、料金表第1表第2（パケット通信料）1（5）に定める場合を除き、当社が別に指定する接続先に関し、接続することができます。

イ アに定める場合において当該契約者に係る通信の利用の範囲は次の制限を受けます。

（ア）当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断すること。

（イ）午前0時から午前2時までおよび午後8時から午後12時までの間において、通信を制限すること。

## 63

### 2 料金額

#### 1 契約者識別番号ごとに月額

##### 区分 料金額（税込額）

データプラン（ベーシック） 5,696円（税込額 5,980円）

ギガデータプラン（ベーシック） 4,743円（税込額 4,980円）

バリューデータプラン（ベーシック） 3,791円（税込額 3,980円）

スーパーライトデータプラン（ベーシック） 1,905円（税込額 2,000円）

データプランB（ベーシック） 5,029円（税込額 5,280円）

昼割プラン（ベーシック） 4,267円（税込額 4,480円）

フレッツ+定額モバイル（ベーシック） 5,696円（税込額 5,980円）

フレッツ+スーパーライト（ベーシック） 1,886円（税込額 1,980円）

フレッツ+昼割モバイル (ベーシック) 4,743円 (税込額 4,980円)  
EMOBILE G4 データプラン (ベーシック) 5,696円 (税込額 5,980円)  
EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック) 5,696円 (税込額 5,980円)  
EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)  
4,743円 (税込額 4,980円)  
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)  
1,905円 (税込額 2,000円)  
EMOBILE G4 データプランB (ベーシック) 5,600円 (税込額 5,880円)  
EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック) 4,839円 (税込額 5,080円)  
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)  
6,648円 (税込額 6,980円)  
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック)  
1,886円 (税込額 1,980円)  
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック)  
5,315円 (税込額 5,580円)  
データプラン (年とく割) 4,743円 (税込額 4,980円)  
ギガデータプラン (年とく割) 3,791円 (税込額 3,980円)  
バリューデータプラン (年とく割) 2,839円 (税込額 2,980円)  
スーパーライトデータプラン (年とく割) 953円 (税込額 1,000円)  
EMOBILE G4 データプラン (年とく割) 4,743円 (税込額 4,980円)  
EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割) 4,743円 (税込額 4,980円)  
64  
EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割)  
3,791円 (税込額 3,980円)  
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)  
953円 (税込額 1,000円)

データプラン (年とく割2) 4, 362円 (税込額 4, 580円)  
ギガデータプラン (年とく割2) 3, 410円 (税込額 3, 580円)  
バリューデータプラン (年とく割2) 2, 458円 (税込額 2, 580円)  
スーパーライトデータプラン (年とく割2) 553円 (税込額 580円)  
データプランB (年とく割2) 3, 696円 (税込額 3, 880円)  
昼割プラン (年とく割2) 2, 934円 (税込額 3, 080円)  
フレッツ+定額モバイル (年とく割2) 4, 743円 (税込額 4, 980円)  
フレッツ+スーパーライト (年とく割2) 1, 315円 (税込額 1, 380円)  
フレッツ+昼割モバイル (年とく割2) 3, 410円 (税込額 3, 580円)  
EMOBILE G4 データプラン (年とく割2) 4, 362円 (税込額 4, 580円)  
EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割2) 4, 362円 (税込額 4, 580円)  
EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割2)  
3, 410円 (税込額 3, 580円)  
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割2)  
553円 (税込額 580円)  
EMOBILE G4 データプランB (年とく割2) 4, 267円 (税込額 4, 480円)  
EMOBILE G4 昼割プラン (年とく割2) 3, 505円 (税込額 3, 680円)  
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (年とく割2)  
4, 743円 (税込額 4, 980円)  
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (年とく割2)  
1, 315円 (税込額 1, 380円)  
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (年とく割2)  
3, 981円 (税込額 4, 180円)  
データプラン (にねんMAX) 5, 696円 (税込額 5, 980円)  
ギガデータプラン (にねんMAX) 5, 219円 (税込額 5, 480円)  
バリューデータプラン (にねんMAX) 4, 267円 (税込額 4, 480円)  
スーパーライトデータプラン (にねんMAX) 2, 762円 (税込額 2, 900円)  
データプランB (にねんMAX) 5, 505円 (税込額 5, 780円)  
昼割プラン (にねんMAX) 4, 743円 (税込額 4, 980円)

フレッツ+定額モバイル (にねんMAX) 6,553円 (税込額 6,880円)  
フレッツ+スーパーライト (にねんMAX) 3,124円 (税込額 3,280円)

65

EMOBILE G4 データプラン (にねんMAX) 5,696円 (税込額 5,980円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんMAX)

6,172円 (税込額 6,480円)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)

5,219円 (税込額 5,480円)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんMAX)

2,762円 (税込額 2,900円)

EMOBILE G4 データプランB (にねんMAX) 6,077円 (税込額 6,380円)

EMOBILE G4 昼割プラン (にねんMAX) 5,315円 (税込額 5,580円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんMAX)

7,505円 (税込額 7,880円)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX)

3,124円 (税込額 3,280円)

データプラン (にねんL) 5,696円 (税込額 5,980円)

ギガデータプラン (にねんL) 4,743円 (税込額 4,980円)

バリューデータプラン (にねんL) 3,791円 (税込額 3,980円)

スーパーライトデータプラン (にねんL) 2,286円 (税込額 2,400円)

データプランB (にねんL) 5,029円 (税込額 5,280円)

昼割プラン (にねんL) 4,267円 (税込額 4,480円)

フレッツ+定額モバイル (にねんL) 6,077円 (税込額 6,380円)

フレッツ+スーパーライト (にねんL) 2,648円 (税込額 2,780円)

EMOBILE G4 データプラン (にねんL) 5,696円 (税込額 5,980円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんL) 5,696円 (税込額 5,980円)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)

4, 743円 (税込額 4, 980円)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)

2, 286円 (税込額 2, 400円)

EMOBILE G4 データプランB (にねんL) 5, 600円 (税込額 5, 880円)

EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL) 4, 839円 (税込額 5, 080円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL)

7, 029円 (税込額 7, 380円)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL)

2, 648円 (税込額 2, 780円)

データプラン (にねんM) 4, 743円 (税込額 4, 980円)

ギガデータプラン (にねんM) 3, 791円 (税込額 3, 980円)

## 66

バリューデータプラン (にねんM) 2, 839円 (税込額 2, 980円)

スーパーライトデータプラン (にねんM) 1, 334円 (税込額 1, 400円)

データプランB (にねんM) 4, 077円 (税込額 4, 280円)

昼割プラン (にねんM) 3, 315円 (税込額 3, 480円)

フレッツ+定額モバイル (にねんM) 5, 124円 (税込額 5, 380円)

フレッツ+スーパーライト (にねんM) 1, 696円 (税込額 1, 780円)

フレッツ+昼割モバイル (にねんM) 3, 791円 (税込額 3, 980円)

EMOBILE G4 データプラン (にねんM) 4, 743円 (税込額 4, 980円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんM) 4, 743円 (税込額 4, 980円)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんM)

3, 791円 (税込額 3, 980円)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんM)

1, 334円 (税込額 1, 400円)

EMOBILE G4 データプランB (にねんM) 4, 648円 (税込額 4, 880円)

EMOBILE G4 昼割プラン (にねんM) 3, 886円 (税込額 4, 080円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんM)

6, 077円 (税込額 6, 380円)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)

1,696円 (税込額 1,780円)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねんM)

4,362円 (税込額 4,580円)

データプラン (にねんS) 4,362円 (税込額 4,580円)

ギガデータプラン (にねんS) 3,410円 (税込額 3,580円)

バリューデータプラン (にねんS) 2,458円 (税込額 2,580円)

スーパーライトデータプラン (にねんS) 858円 (税込額 900円)

データプランB (にねんS) 3,696円 (税込額 3,880円)

フレッツ+定額モバイル (にねんS) 4,743円 (税込額 4,980円)

フレッツ+スーパーライト (にねんS) 1,315円 (税込額 1,380円)

EMOBILE G4 データプラン (にねんS) 4,743円 (税込額 4,980円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS) 4,362円 (税込額 4,580円)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)

3,410円 (税込額 3,580円)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんS)

858円 (税込額 900円)

67

EMOBILE G4 データプランB (にねんS) 4,267円 (税込額 4,480円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS)

5,696円 (税込額 5,980円)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS)

1,315円 (税込額 1,380円)

データプラン (にねん得割) 4,077円 (税込額 4,280円)

スーパーライトデータプラン (にねん得割) 267円 (税込額 280円)

データプランB (にねん得割) 2,839円 (税込額 2,980円)

昼割プラン (にねん得割) 2,362円 (税込額 2,480円)

フレッツ+定額モバイル (にねん得割) 4,362円 (税込額 4,580円)

フレッツ+スーパーライト (にねん得割) 934円 (税込額 980円)

フレッツ+昼割モバイル（にねん得割） 2,839円（税込額 2,980円）  
EMOBILE G4 データプラン（にねん得割） 3,696円（税込額 3,880円）  
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（に  
ねん得割）  
267円（税込額 280円）  
EMOBILE G4 データプランB（にねん得割） 4,077円（税込額 4,280  
円）  
EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割） 2,934円（税込額 3,080円）  
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん  
得割）  
4,362円（税込額 4,580円）  
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にね  
ん得割）  
934円（税込額 980円）  
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん  
得割）  
3,410円（税込額 3,580円）

68

## 第2 パケット通信料

### 1 適用

パケット通信料の適用については、第40条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

#### （1）パケット通信

料の適用

パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、  
2（料金額）に規定する料金額を適用します。

#### （2）基本使用料の料

金種別によるパ

ケット通信料の

減額適用

ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。

#### 1 契約者識別番号ごとに月額

基本使用料の

## 料金種別

支払いを要しない額/ (税込額)

データプラン

(ベーシック)

(1) に規定した料金額

ギガデータプラン

(ベーシック)

(1) に規定した 8, 388, 700

パケット分の料金 83, 887円 (税込額 88, 081円)

バリューデータプラン

(ベーシック)

(1) に規定した 2, 457, 600

パケット分の料金 24, 576円 (税込額 25, 804円)

スーパーライトデータプラン

(ベーシック)

(1) に規定した 23, 825パケット

分の料金 953円 (税込額 1, 000円)

データプランB (ベー

シック)

(1) に規定した料金額

昼割プラン (ベーシッ

ク)

(1) に規定した料金額

フレッツ+定額モバ

イル (ベーシック)

(1) に規定した料金額

フレッツ+スーパー

ライト (ベーシック)

(1) に規定した 23, 350パケット

分の料金 934円 (税込額 980円)

フレッツ+昼割モバ  
イル (ベーシック)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4  
データプラン (ベーシ  
ック)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4  
ギガデータプラン (ベ  
ーシック)

(1) に規定した8,388,700  
パケット分の料金83,887円 (税  
込額88,081円)

EMOBILE G4  
バリューデータプラ  
ン (ベーシック)

(1) に規定した2,457,600  
パケット分の料金24,576円 (税  
込額25,804円)

EMOBILE G4  
スーパーライトデー  
タプラン (ベーシッ  
ク)

(1) に規定した23,825パケッ  
ト分の料金953円 (税込額1,0  
00円)

EMOBILE G4  
データプランB (ベー  
シック)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4  
昼割プラン (ベーシッ  
ク)

(1) に規定した料金額

フレッツ+EMOB  
ILE G4 定額モ

バイル (ベーシック)

(1) に規定した料金額

フレッツ+EMOB

I L E G 4 スーパ

ーライト (ベーシッ

ク)

(1) に規定した 23, 350 パケッ

ト分の料金 934円 (税込額980

円)

フレッツ+EMOB

I L E G 4 昼割モ

バイル (ベーシック)

(1) に規定した料金額

データプラン

(年とく割)

(1) に規定した料金額

70

ギガデータプラン

(年とく割)

(1) に規定した 8, 388, 700

パケット分の料金 83, 887円 (税

込額 88, 081円)

バリューデータプラ

ン (年とく割)

(1) に規定した 2, 457, 600

パケット分の料金 24, 576円 (税

込額 25, 804円)

スーパーライトデー

タプラン

(年とく割)

(1) に規定した 23, 825 パケッ

ト分の料金 953円 (税込額1, 0

00円)

EMOBILE G4

データプラン

(年とく割)

(1)に規定した料金額

EMOBILE G4

ギガデータプラン (年

とく割)

(1)に規定した8,388,700  
パケット分の料金83,887円 (税  
込額88,081円)

EMOBILE G4

バリューデータプラ

ン (年とく割)

(1)に規定した2,457,600  
パケット分の料金24,576円 (税  
込額25,804円)

EMOBILE G4

スーパーライトデー

タプラン

(年とく割)

(1)に規定した23,825パケッ  
ト分の料金953円 (税込額1,0  
00円)

データプラン

(年とく割2)

(1)に規定した料金額

ギガデータプラン (年

とく割2)

(1)に規定した8,388,700  
パケット分の料金83,887円 (税  
込額88,081円)

バリューデータプラ

ン (年とく割2)

(1)に規定した2,457,600  
パケット分の料金24,576円 (税  
込額25,804円)

スーパーライトデー

タプラン

(年とく割2)

(1)に規定した13,825パケット分の料金 553円 (税込額580円)

71

データプランB (年とく割2)

(1)に規定した料金額  
昼割プラン (年とく割2)

(1)に規定した料金額  
フレッツ+定額モバイル (年とく割2)

(1)に規定した料金額  
フレッツ+スーパーライト (年とく割2)

(1)に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税込額980円)

フレッツ+昼割モバイル (年とく割2)

(1)に規定した料金額  
EMOBILE G4  
データプラン (年とく割2)

(1)に規定した料金額  
EMOBILE G4  
ギガデータプラン (年とく割2)

(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税込額88,081円)

EMOBILE G4  
バリューデータプラン (年とく割2)

(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税

込額25,804円)

EMOBILE G4

スーパーライトデー

プラン(年とく割

2)

(1)に規定した13,825パケット分の料金553円(税込額580円)

EMOBILE G4

データプランB(年と

く割2)

(1)に規定した料金額

EMOBILE G4

昼割プラン(年とく割

2)

(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 定額モ

バイル(年とく割2)

(1)に規定した料金額

72

フレッツ+EMOB

ILE G4 スーパー

ライト(年とく割

2)

(1)に規定した23,350パケット分の料金934円(税込額980円)

フレッツ+EMOB

ILE G4 昼割モ

バイル(年とく割2)

(1)に規定した料金額

データプラン(にねん

MAX)

(1)に規定した料金額

ギガデータプラン(に

ねんMAX)

(1)に規定した8,388,700  
パケット分の料金83,887円(税  
込額88,081円)

バリューデータプラ  
ン(にねんMAX)

(1)に規定した2,457,600  
パケット分の料金24,576円(税  
込額25,804円)

スーパーライトデー  
タプラン(にねんMA  
X)

(1)に規定した23,825パケッ  
ト分の料金953円(税込額1,0  
00円)

データプランB(にね  
んMAX)

(1)に規定した料金額  
昼割プラン(にねんM  
AX)

(1)に規定した料金額  
フレッツ+定額モバ  
イル(にねんMAX)

(1)に規定した料金額  
フレッツ+スーパー  
ライト(にねんMA  
X)

(1)に規定した23,350パケッ  
ト分の料金934円(税込額980  
円)

EMOBILE G4  
データプラン(にねん  
MAX)

(1)に規定した料金額  
EMOBILE G4  
ギガデータプラン(に

ねんMAX)

(1)に規定した8,388,700  
パケット分の料金83,887円(税  
込額88,081円)

EMOBILE G4

バリューデータプラ

ン(にねんMAX)

(1)に規定した2,457,600  
パケット分の料金24,576円(税  
込額25,804円)

73

EMOBILE G4

スーパーライトデー

プラン(にねんMA

X)

(1)に規定した23,825パケッ  
ト分の料金953円(税込額1,0  
00円)

EMOBILE G4

データプランB(にね

んMAX)

(1)に規定した料金額

EMOBILE G4

昼割プラン(にねんM

AX)

(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 定額モ

バイル(にねんMA

X)

(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 スーパ

ーライト(にねんMA

X)

(1)に規定した23,350パケッ

ト分の料金 934円 (税込額980円)

データプラン (にねんL)

(1) に規定した料金額  
ギガデータプラン (にねんL)

(1) に規定した8,388,700  
パケット分の料金83,887円 (税込額88,081円)

バリューデータプラン (にねんL)

(1) に規定した2,457,600  
パケット分の料金24,576円 (税込額25,804円)

スーパーライトデータプラン (にねんL)

(1) に規定した23,825パケット分の料金 953円 (税込額1,000円)

データプランB (にねんL)

(1) に規定した料金額  
昼割プラン (にねんL)

(1) に規定した料金額

74

フレッツ+定額モバ

イル (にねんL) (1) に規定した料金額

フレッツ+スーパー

ライト (にねんL)

(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税込額980円)

EMOBILE G4

データプラン (にねん

L)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4

ギガデータプラン (に  
ねんL)

(1) に規定した 8, 388, 700

パケット分の料金 83, 887円 (税  
込額 88, 081円)

EMOBILE G4

バリューデータプラ  
ン (にねんL)

(1) に規定した 2, 457, 600

パケット分の料金 24, 576円 (税  
込額 25, 804円)

EMOBILE G4

スーパーライトデー  
タプラン (にねんL)

(1) に規定した 23, 825パケッ

ト分の料金 953円 (税込額 1, 0  
00円)

EMOBILE G4

データプランB (にね  
んL)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4

昼割プラン (にねん  
L)

(1) に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 定額モ

バイル (にねんL)

(1) に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 スーパ

ーライト (にねんL)

(1) に規定した 23, 350パケッ

ト分の料金 934円 (税込額980円)

データプラン (にねんM)

(1)に規定した料金額  
ギガデータプラン (にねんM)

(1)に規定した8,388,700  
パケット分の料金83,887円 (税込額88,081円)

## 75

バリューデータプラン (にねんM)

(1)に規定した2,457,600  
パケット分の料金24,576円 (税込額25,804円)

スーパーライトデータプラン (にねんM)

(1)に規定した23,825パケット分の料金 953円 (税込額1,000円)

データプランB (にねんM)

(1)に規定した料金額  
昼割プラン (にねんM)

(1)に規定した料金額  
フレッツ+定額モバイル (にねんM)

(1)に規定した料金額  
フレッツ+スーパーライト (にねんM)

(1)に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税込額980円)

フレッツ+昼割モバ

イル (にねんM)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4

データプラン (にねんM)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4

ギガデータプラン (にねんM)

(1) に規定した 8,388,700  
パケット分の料金 83,887円 (税込額 88,081円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン (にねんM)

(1) に規定した 2,457,600  
パケット分の料金 24,576円 (税込額 25,804円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータプラン (にねんM)

(1) に規定した 23,825パケット分の料金 953円 (税込額 1,000円)

EMOBILE G4

データプランB (にねんM)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4

昼割プラン (にねんM)

(1) に規定した料金額

76

フレッツ+EMOB

ILE G4 定額モ

バイル (にねんM)

(1) に規定した料金額

フレッツ+EMOB

I L E G 4 スーパ

ーライト (にねんM)

(1) に規定した23,350パケッ

ト分の料金 934円 (税込額980

円)

フレッツ+EMOB

I L E G 4 昼割モ

バイル (にねんM)

(1) に規定した料金額

データプラン (にねん

S)

(1) に規定した料金額

ギガデータプラン (に

ねんS)

(1) に規定した8,388,700

パケット分の料金83,887円 (税

込額88,081円)

バリューデータプラ

ン (にねんS)

(1) に規定した2,457,600

パケット分の料金24,576円 (税

込額25,804円)

スーパーライトデー

タプラン (にねんS)

(1) に規定した21,450パケッ

ト分の料金 858円 (税込額900

円)

データプランB (にね

んS)

(1) に規定した料金額

フレッツ+定額モバ

イル (にねんS) (1) に規定した料金額

フレッツ+スーパー

ライト (にねんS)

(1)に規定した23,350パケット分の料金934円(税込額980円)

EMOBILE G4  
データプラン(にねんS)

(1)に規定した料金額

EMOBILE G4  
ギガデータプラン(にねんS)

(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額88,081円)

77

EMOBILE G4  
バリューデータプラン(にねんS)

(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税込額25,804円)

EMOBILE G4  
スーパーライトデータプラン(にねんS)

(1)に規定した21,450パケット分の料金858円(税込額900円)

EMOBILE G4  
データプランB(にねんS)

(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんS)

(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOBILE G4 スーパ

ーライト（にねんS）

（1）に規定した23,350パケット分の料金 934円（税込額980円）

データプラン（にねん得割）

（1）に規定した料金額

スーパーライトデー

データプラン（にねん得割）

（1）に規定した6,675パケット分の料金267円（税込額280円）

データプランB（にねん得割）

（1）に規定した料金額

昼割プラン（にねん得割）

（1）に規定した料金額

フレッツ+定額モバ

イル（にねん得割）

（1）に規定した料金額

フレッツ+スーパー

ライト（にねん得割）

（1）に規定した23,350パケット分の料金 934円（税込額980円）

フレッツ+昼割モバ

イル（にねん得割）

（1）に規定した料金額

EMOBILE G4

データプラン（にねん

得割）

（1）に規定した料金額

78

EMOBILE G4

スーパーライトデー

タプラン (にねん得割)

(1) に規定した6, 675パケット分の料金267円 (税込額280円)

EMOBILE G4

データプランB (にねん得割)

(1) に規定した料金額

EMOBILE G4

昼割プラン (にねん得割)

(1) に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 定額モ

バイル (にねん得割)

(1) に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 スーパ

ーライト (にねん得割)

(1) に規定した23, 350パケッ

ト分の料金934円 (税込額980円)

フレッツ+EMOB

ILE G4 昼割モ

バイル (にねん得割)

(1) に規定した料金額

イ スーパーライトデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割2)、スーパーライトデータプラン (にねんMAX)、スーパーライトデータプラン (にねんL)、スーパーライトデータプラン (にねんM)、スーパーライトデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)

2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)、バリューデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (年とく割)、バリューデー

79

タプラン (年とく割2)、バリューデータプラン (にねんMAX)、バリューデータプラン (にねんL)、バリューデータプラン (にねんM)、バリューデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割2)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (年とく割2)、フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)、フレッツ+スーパーライト (にねんL)、フレッツ+スーパーライト (にねんM)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねん得割)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS) およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん得割) におけるパケット通信料のうち支払いを要しない額については、料金表通則4 (基本使用料等の日割り) の規定に準じて、日割り計算を行います。

80

(3) 基本使用料の  
料金種別による

最大パケット通

信料金額の適用

下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からのパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。

1 契約者識別番号ごとに月額

基本使用料の料金種別 最大パケット通信料金額/ (税込額)

スーパーライトデータ

プラン (ベーシック)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

スーパーライトデータ

プラン (年とく割)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

スーパーライトデータ

プラン (年とく割2)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

スーパーライトデータ

プラン (にねんMAX)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

スーパーライトデータ

プラン (にねんL)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

スーパーライトデータ

プラン (にねんM)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

スーパーライトデータ

プラン (にねんS)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

スーパーライトデータ

プラン (にねん得割)

4, 458円

(税込額 4, 680円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (ベーシック)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (年とく割)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (年とく割2)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (にねんMAX)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

81

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (にねんL)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (にねんM)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (にねんS)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

EMOBILE G4

スーパーライトデータ

プラン (にねん得割)

5, 410円

(税込額 5, 680円)

フレッツ+スーパーラ

イト (ベーシック)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

フレッツ+スーパーラ

イト (年とく割2)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

フレッツ+スーパーラ

イト (にねんMAX)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

フレッツ+スーパーラ

イト (にねんL)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

フレッツ+スーパーラ

イト (にねんM)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

フレッツ+スーパーラ

イト (にねんS)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

フレッツ+スーパーラ

イト (にねん得割)

4, 743円

(税込額 4, 980円)

フレッツ+EMOB I  
LE G 4 スーパーラ  
イト (ベーシック)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

フレッツ+EMOB I  
LE G 4 スーパーラ  
イト (年とく割2)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

フレッツ+EMOB I  
LE G 4 スーパーラ  
イト (にねんMAX)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

82

フレッツ+EMOB I  
LE G 4 スーパーラ  
イト (にねんL)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

フレッツ+EMOB I  
LE G 4 スーパーラ  
イト (にねんM)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

フレッツ+EMOB I  
LE G 4 スーパーラ  
イト (にねんS)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

フレッツ+EMOB I  
LE G 4 スーパーラ  
イト (にねん得割)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

(4) 基本使用料の  
料金種別による  
最大料金額の適  
用

下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、料金表第1(基本使用料)で計算された契約者回線の基本使用料と料金表第2(パケット通信料)(1)および(2)で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の合計額が、同表の右欄に規定する最大料金額以上となる場合は、その最大料金額を適用します。

1 契約者識別番号ごとに月額

基本使用料の料金種別 最大料金額/(税込額)

ギガデータプラン

(ベーシック)

6,648円

(税込額 6,980円)

ギガデータプラン

(年とく割)

5,696円

(税込額 5,980円)

ギガデータプラン

(年とく割2)

5,315円

(税込額 5,580円)

ギガデータプラン

(にねんMAX)

7,124円

(税込額 7,480円)

ギガデータプラン

(にねんL)

6,648円

(税込額 6,980円)

ギガデータプラン

(にねんM)

5,696円

(税込額 5,980円)

ギガデータプラン

(にねんS)

5,315円

(税込額 5,580円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(ベーシック)

7,600円

(税込額 7,980円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(年とく割)

6,648円

(税込額 6,980円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(年とく割2)

6,267円

(税込額 6,580円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(にねんMAX)

8,077円

(税込額 8,480円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(にねんL)

7,600円

(税込額 7,980円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(にねんM)

6,648円

(税込額 6,980円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(にねんS)

6, 267円

(税込額 6, 580円)

バリューデータプラン

(ベーシック)

6, 648円

(税込額 6, 980円)

バリューデータプラン

(年とく割)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

バリューデータプラン

(年とく割2)

5, 315円

(税込額 5, 580円)

バリューデータプラン

(にねんMAX)

7, 124円

(税込額 7, 480円)

バリューデータプラン

(にねんL)

6, 648円

(税込額 6, 980円)

バリューデータプラン

(にねんM)

5, 696円

(税込額 5, 980円)

84

バリューデータプラン

(にねんS)

5, 315円

(税込額 5, 580円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(ベーシック)

7, 600円

(税込額 7,980円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(年とく割)

6,648円

(税込額 6,980円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(年とく割2)

6,267円

(税込額 6,580円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(にねんMAX)

8,077円

(税込額 8,480円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(にねんL)

7,600円

(税込額 7,980円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(にねんM)

6,648円

(税込額 6,980円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(にねんS)

6,267円

(税込額 6,580円)

85

(5) 昼割プラン、

フレッツ+昼割

モバイル、EMO

B I L E G 4

昼割プランおよび  
フレッツ+E  
MOBILE G  
4 昼割モバイル  
に係る基本使用  
料の料金種別の  
パケット通信料  
の取扱い

ア 昼割プラン、フレッツ+昼割モバイル、EMOBILE G4  
昼割プランおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル  
に係る基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者は、料金  
表第1表第1（基本使用料等）1（13）に基づいて当社が指  
定する接続先以外に別に指定する接続先に接続して通信を行う  
ことができます。

イ アに定める場合、（2）アにかかわらず、その契約者回線から  
のパケット通信料の支払いを要します。ただし、次の表の左欄  
に掲げるものに係る基本使用料の料金種別について、そのパケ  
ット通信料が次の表の右欄に掲げる料金額以上となる場合は、  
その料金額とします。

昼割プラン 2, 380円（税込額 2, 5  
00円）

フレッツ+昼割モバイル 2, 380円（税込額 2, 5  
00円）

EMOBILE G4 昼割プ  
ラン

2, 761円（税込額 2, 9  
00円）

フレッツ+EMOBILE G  
4 昼割モバイル

2, 761円（税込額 2, 9  
00円）

（6）EMモバイルブ

ロードバンドに  
係る無線IPア  
クセスサービス

ア 契約者は、無線IPアクセスサービス（当社の無線IP網を

使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいい  
ます。以下同じとします。)を利用することができます。

イ 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払い  
を要しません。

ウ 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続し  
ている電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

エ 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が  
破損または滅失することがあります。この場合において、当社  
は一切の責任を負わないものとします。

86

## 2 料金額

### 2-1 EMモバイルブロードバンドに係るもの

#### 区分 料金額 (税込額)

##### データプラン (ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

##### ギガデータプラン (ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

##### バリューデータプラン (ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

##### スーパーライトデータプラン (ベーシ ック)

1課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

##### データプランB (ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

##### 昼割プラン (ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (ベーシック) 1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

##### フレッツ+スーパーライト (ベーシ ック)

1課金対象パッケージごとに0.04円

(税込額 0.042円)

フレッツ+昼割モバイル(ベーシック) 1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 データプラン

(ベーシック)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン

(ベーシック)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 バリューデータ

プラン(ベーシック)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト

データプラン(ベーシック)

1課金対象パッケージごとに0.04円

(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB

(ベーシック)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

パッケージ通信料

EMOBILE G4 昼割プラン(ベ

ーシック)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

87

フレッツ+EMOBILE G4 定額

モバイル(ベーシック)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー

パーライト(ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割  
モバイル (ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

データプラン (年とく割)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (年とく割)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (年とく割)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (年とく  
割)

1課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプラン  
(年とく割)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 ギガデータプラ  
ン (年とく割)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 バリューデータ  
プラン (年とく割)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (年とく割)

1課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプラン (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプランB (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

昼割プラン (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (年とく割2) 1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

88

フレッツ+スーパーライト (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

フレッツ+昼割モバイル (年とく割2) 1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 データプラン  
(年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン  
(年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 バリューデータ

プラン (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.04円

(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB  
(年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 昼割プラン (年  
とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額  
モバイル (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.04円

(税込額 0.042円)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割  
モバイル (年とく割2)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

データプラン (にねんMAX)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (にねんMAX)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (にねんMAX)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプランB (にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

昼割プラン (にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

89

フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプラン  
(にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン  
(にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 バリューデータ  
プラン (にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (にねんMAX)

1課金対象ポケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB

(にねんMAX)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 昼割プラン (にねんMAX)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんMAX)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX)

1課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

データプラン (にねんL)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (にねんL)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (にねんL)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (にねんL)

1課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

データプランB (にねんL)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

昼割プラン (にねんL)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (にねんL) 1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+スーパーライト (にねんL) 1課金対象ポケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプラン  
(にねんL)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

90

EMOBILE G4 ギガデータプラン  
(にねんL)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 バリューデータ  
プラン (にねんL)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (にねんL)

1課金対象ポケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB  
(にねんL)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 昼割プラン (に  
ねんL)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額  
モバイル (にねんL)

1課金対象ポケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト (にねんL)

1課金対象ポケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプラン (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプランB (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

昼割プラン (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (にねんM) 1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+スーパーライト (にねんM) 1課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

フレッツ+昼割モバイル (にねんM) 1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 データプラン  
(にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン  
(にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

91

EMOBILE G4 バリューデータ  
プラン (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB  
(にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 昼割プラン (に  
ねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額  
モバイル (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割  
モバイル (にねんM)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

データプラン (にねんS)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (にねんS)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (にねんS)

1課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (にねん  
S)

1 課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

データプランB (にねんS)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (にねんS) 1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+スーパーライト (にねんS) 1 課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプラン

(にねんS)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン

(にねんS)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 バリューデータ  
プラン (にねんS)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

92

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (にねんS)

1 課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB

(にねんS)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額  
モバイル (にねんS)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト (にねんS)

1 課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプラン (にねん得割)

1 課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (にねん  
得割)

1 課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプランB (にねん得割)

1 課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

昼割プラン (にねん得割)

1 課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (にねん得割) 1 課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+スーパーライト (にねん得  
割)

1 課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

フレッツ+昼割モバイル (にねん得割) 1 課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 データプラン  
(にねん得割)

1 課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (にねん得割)

1 課金対象パッケージごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB  
(にねん得割)

1 課金対象パッケージごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 昼割プラン (に

ねん得割)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額

モバイル (にねん得割)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー

パーライト (にねん得割)

1 課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

93

フレッツ+EMOBILE G4 昼割

モバイル (にねん得割)

1 課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

94

第3 国際アウトローミングに係るパケット通信料

1 適用

国際アウトローミングに係るパケット通信料の適用については、第60条（国際アウトローミングの利用等）第2項の規定によるほか、次のとおりとします。

国際アウトローミングに係るパケット通信料の適用

(1) 国際アウ

トローミング

に係るパケッ

ト通信料の料

金区分の適用

国際アウトローミングに係る通信料の料金区分は、別表2（外国事業者一覧および料金区分等）に定めるその国際アウトローミングに係る外国事業者のグループに応じて適用します。

(2) 国際アウ

トローミング

に係るパケッ

ト通信料の適

用

ア 2（料金額）に定めるパケット通信料区分のグループ1の料金額

を適用する場合、国際アウトローミングに係るパケット通信料は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）が完了するごとに情報量を測定し、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。

イ 2（料金額）に定めるパケット通信料区分のグループ2の料金額を適用する場合、国際アウトローミングに係るパケット通信料は、同グループに属する全ての外国事業者の国際アウトローミングに係るパケット通信量について、ウに定める方法により情報量を測定し、その1日当たりの情報量の合計に対して、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。

ウ 国際アウトローミングに係るパケット通信量は、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合であっても、そのパケットについては、情報量の測定の対象となります。

エ 国際アウトローミングに係るパケット通信料については、契約者が国際アウトローミングを利用した日を含む料金月の翌料金月以降に算定されることがあります。

オ 当社は、通信終了の信号を受けたとき、または一定時間内にその接続確認が取れなかったときはパケット通信を切断します。

（注）国際アウトローミングの利用にあたって、料金表第1表第2（パケット通信料）の規定は適用されません。

95

## 2 料金額

パケット通信料区分

（グループ）

料 金 額

1セッション当たり25キロバイト  
までのもの

50円

25キロバイトま

での部分

グループ1 50円

1セッション当

たり25キロバ

イトを超えるも

の

25キロバイトを

超える部分

1キロバイトまでごとに

2円

1日当たり2,960キロバイトまで

のもの

10キロバイトまでごと

に5円

1日当たり2,960キロバイトを超

え15,360キロバイトまでのもの

1,480円

15,360キロバ

イトまでの部分

1,480円

1日当たり1

5,360キロ

バイトを超え

18,160キ

ロバイトまで

のもの

15,360キロバ

イトを超える部分

10キロバイトまでごと

に5円

グループ2

1日当たり18,160キロバイトを

超えるもの

2,880円

備考 在圏する国または地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国事業者の定めるところによります。

96

#### 第4 契約解除料

##### 1 適用

契約解除料の適用については、第41条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）

の規定によるほか、次のとおりとします。

#### 契約解除料の適用

##### (1) 契約解除料の支

払いを要する場

合

ア 満了日を含む料金月の翌料金月以外の日定期契約の解除があったとき。

イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更により次表の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表の右欄に規定する契約を締結したときは、料金表第1表第4（契約解除料）2に規定する契約解除料の支払いを要します。

#### 契約解除料の適用

第1種定期契約 一般契約

第1種定期契約

第3種定期契約 一般契約

第1種定期契約

第3種定期契約

第4種定期契約

第4種定期契約 一般契約

第1種定期契約

ウ イに定める場合、当社は、そのあらたに契約を締結した日を含む料金月の翌料金月からあらたに締結した契約の基本使用料の料金種別を適用します。

##### (2) 契約解除料の支

払いを要しない

場合

契約者は、次の場合には、料金表第1表第4（契約解除料）2に規定する契約解除料の支払いを要しません。

ア 満了日を含む料金月の翌料金月に第22条第1項の規定に基づき更新または料金表第1表第1（基本使用料）1（5）エ、（6）エもしくはオ、（7）エ、（8）エもしくは附則別紙第1（基本使用料）1（4）エ、（5）エもしくはオもしくは（6）エの規定に基づき変更された第1種定期契約の解除があったとき。

イ (1)のイの規定にかかわらず、第1種定期契約の

年とく割のいずれかの料金種別に係る契約を解除すると同時にあらたに第1種定期契約の年とく割2の

97

いずれかの料金種別に係る契約を締結したとき。

98

2 料金額

2-1 第1種定期契約

年とく割 3,000円 (税込額 3,150円)

第1種定期契約

年とく割 2 6,000円 (税込額 6,300円)

2-2 削除

2-3 第3種定期契約

料金額

(税込額)

第3種定期契約

にねんMAX にねんL にねんM にねんS

ご利用

開始月

66,286円

(税込額 69,600円)

54,858円

(税込額 57,600円)

32,000円

(税込額 33,600円)

20,572円

(税込額 21,600円)

1ヶ月

66,286円

(税込額 69,600円)

54,858円

(税込額 57,600円)

32,000円

(税込額 33,600円)

20,572円

(税込額 21,600円)

2ヶ月

63,524円  
(税込額 66,700円)

52,572円  
(税込額 55,200円)

30,667円  
(税込額 32,200円)

19,715円  
(税込額 20,700円)

3ヶ月

60,762円  
(税込額 63,800円)

50,286円  
(税込額 52,800円)

29,334円  
(税込額 30,800円)

18,858円  
(税込額 19,800円)

4ヶ月

58,000円  
(税込額 60,900円)

48,000円  
(税込額 50,400円)

28,000円  
(税込額 29,400円)

18,000円  
(税込額 18,900円)

5ヶ月

55,239円  
(税込額 58,000円)

45,715円  
(税込額 48,000円)

26,667円  
(税込額 28,000円)

17,143円  
(税込額 18,000円)

6ヶ月

52,477円

(税込額 55,100円)

43,429円

(税込額 45,600円)

25,334円

(税込額 26,600円)

16,286円

(税込額 17,100円)

7ヶ月

49,715円

(税込額 52,200円)

41,143円

(税込額 43,200円)

24,000円

(税込額 25,200円)

15,429円

(税込額 16,200円)

経過期間

8ヶ月

46,953円

(税込額 49,300円)

38,858円

(税込額 40,800円)

22,667円

(税込額 23,800円)

14,572円

(税込額 15,300円)

99

9ヶ月

44,191円

(税込額 46,400円)

36,572円

(税込額 38,400円)

21,334円

(税込額 22,400円)

13,715円

(税込額 14,400円)

10ヶ

月

41,429円

(税込額 43,500円)

34,286円

(税込額 36,000円)

20,000円

(税込額 21,000円)

12,858円

(税込額 13,500円)

11ヶ

月

38,667円

(税込額 40,600円)

32,000円

(税込額 33,600円)

18,667円

(税込額 19,600円)

12,000円

(税込額 12,600円)

12ヶ

月

35,905円

(税込額 37,700円)

29,715円

(税込額 31,200円)

17,334円

(税込額 18,200円)

11,143円

(税込額 11,700円)

13ヶ

月

33,143円

(税込額 34,800円)

27,429円

(税込額 28,800円)

16,000円

(税込額 16,800円)

10,286円

(税込額 10,800円)

14ヶ

月

30,381円

(税込額 31,900円)

25,143円

(税込額 26,400円)

14,667円

(税込額 15,400円)

9,429円

(税込額 9,900円)

15ヶ

月

27,619円

(税込額 29,000円)

22,858円

(税込額 24,000円)

13,334円

(税込額 14,000円)

8,572円

(税込額 9,000円)

16ヶ

月

24,858円

(税込額 26,100円)

20,572円

(税込額 21,600円)

12,000円

(税込額 12,600円)

7,715円

(税込額 8,100円)

17ヶ

月

22,096円

(税込額 23,200円)

18,286円

(税込額 19,200円)

10,667円

(税込額 11,200円)

6,858円

(税込額 7,200円)

18ヶ

月

19,334円

(税込額 20,300円)

16,000円

(税込額 16,800円)

9,334円

(税込額 9,800円)

6,000円

(税込額 6,300円)

19ヶ

月

16,572円

(税込額 17,400円)

13,715円

(税込額 14,400円)

8,000円

(税込額 8,400円)

5,143円

(税込額 5,400円)

20ヶ

月

13,810円

(税込額 14,500円)

11,429円

(税込額 12,000円)

6,667円

(税込額 7, 000円)

4, 286円

(税込額 4, 500円)

21ヶ

月

11, 048円

(税込額 11, 600円)

9, 143円

(税込額 9, 600円)

5, 334円

(税込額 5, 600円)

3, 429円

(税込額 3, 600円)

22ヶ

月

8, 286円

(税込額 8, 700円)

6, 858円

(税込額 7, 200円)

4, 000円

(税込額 4, 200円)

2, 572円

(税込額 2, 700円)

23ヶ

月

5, 524円

(税込額 5, 800円)

4, 572円

(税込額 4, 800円)

2, 667円

(税込額 2, 800円)

1, 715円

(税込額 1, 800円)

24ヶ

月

2, 762円

(税込額 2, 900円)

2, 286円

(税込額 2, 400円)

1, 334円

(税込額 1, 400円)

858円

(税込額 900円)

100

2-4 第4種定期契約

第4種定期契約 にねん得割 9, 500円 (税込額 9, 975円)

101

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第42条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用

(1) 手続きに関

する料金の

適用

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

料金種別 内容

契約事務手数料

EMOBILE通信サービスの  
契約の申し込みを行い、その承  
諾を受けたときに支払いを要す  
る料金

EM chip

再発行手数料

EM chipの紛失、盗難また  
は毀損その他の理由により新た  
なEM chipの貸与を請求  
し、その承諾を受けたときに支  
払いを要する料金

督促手数料

契約者が利用料金の支払期日を  
経過してもなお支払わない場合

当社が書面で行う契約者への支

払の督促に係る料金

振込請求書発行

手数料

振込請求書の発行に係る料金

支払証明書等発行

手数料

料金等の支払証明書、預託金預

り証明書およびこれらに類する

証明書の発行に係る料金

その他証明書の

発行手数料

上記以外の証明書の発行に係る

料金

(2) 契約事務手

数料の適用

契約者がその契約を解除すると同時にあらたに契約を締結

したときは、2 (料金額) に規定する契約事務手数料の支払

を要しません。

102

2 料金額

料金種別 単 位 料金額 (税込額)

契約事務手数料 1 契約ごとに

3, 0 0 0円

(税込額 3, 1 5 0円)

EM c h i p再発行

手数料

1 請求ごとに

2, 0 0 0円

(税込額 2, 1 0 0円)

督促手数料 1 督促ごとに

3 0 0円

(税込額 3 1 5円)

振込請求書発行手数料

1 契約について

発行1回ごとに

150円

(税込額 157円)

支払証明書等発行手数料

1契約について

発行1回ごとに

400円

(税込額 420円)

その他証明書の発行手数料

1契約について

発行1回ごとに

300円

(税込額 315円)

103

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第43条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) ユニバーサルサ

ービス料の適用

ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) 料金月の末日に契約の解除があったとき。

(イ) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（9）エに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。

イ ユニバーサルサービス料については、日割り計算を行いません。

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区分 料金額（税込額）

ユニバーサルサービス料 3円（税込額 3.15円）

104

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

### 第3表 付随サービスに関する料金

#### 第1 請求書発行サービス

##### 1 適用

請求書発行サービス料の適用については別記3の(1)の規定によります。

##### 2 料金額

区分単位料金額(税込額)

請求書発行サービス料 発行1回ごとに

150円

(税込額 157円)

105

附則

(実施期日)

1 この約款は、平成23年3月31日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この約款の実施の際現に、イー・モバイル株式会社が定めるEMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)(以下この附則において「廃止約款」といいます。)の規定により締結していたEMOBILE通信サービスに係る契約は、この約款の実施の日において、それぞれこの約款の規定により締結したこれに相当する契約に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この約款の実施前に廃止約款の規定により生じたEMOBILE通信サービスに係る料金その他の債権については、この約款の実施の日において、当社がイー・モバイル株式会社から譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(この約款の実施前に行った手続き等の効力等)

4 この約款の実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

5 この約款の実施の際現に、廃止約款の規定により提供しているEMOBILE通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(廃止約款の特例に係る経過措置等)

6 バリューデータプランおよびバリューデータプラン21に係る料金種別について、この約款の料金表第1表第2(パケット通信料)1(適用)(2)イに規定するパケット通信料のうち支払いを要しない額の日割り計算は、別に告知する日から実施します。

7 バリューデータプランおよびバリューデータプラン21に係る料金種別について、こ

の約款の料金表第1表第2（パケット通信料）1（適用）（4）に規定する最大料金額のうち基本使用料の日割り計算が行われた月の最大料金額は、別に告知する日までの間、月額の基本使用料と日割り計算が行われた基本使用料との差額を控除して適用します。

8 この約款の実施の際現に次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、附則別紙によるほか、従前のおり廃止約款において定められていたところによるものとします。

ライトデータプラン（ベーシック）

ライトデータプラン（年とく割）

スーパーライトデータプラン（にねん2480）

基本使用料の料金種別

スーパーライトデータプラン21（にねん2480）

106

データプラン（にねん）

ギガデータプラン（にねん）

バリューデータプラン（にねん）

ライトデータプラン（にねん）

スーパーライトデータプラン（にねん）

データプランB（にねん）

フレッツ+定額モバイル（にねん）

フレッツ+スーパーライト（にねん）

EMOBILE G4 データプラン（にねん）

EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）

EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）

EMOBILE G4 データプランB（にねん）

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）

データプラン（新にねん）

ギガデータプラン（新にねん）

バリューデータプラン（新にねん）

ライトデータプラン（新にねん）

スーパーライトデータプラン（新にねん）

データプランB（新にねん）

フレッツ+定額モバイル（新にねん）

フレッツ+スーパーライト（新にねん）

EMOBILE G4 データプラン（新にねん）

EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん）

EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）

EMOBILE G4 データプランB（新にねん）

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）

107

9 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以降に次表の左欄に係る契約を解除すると同時にあらたに右欄に係る契約を締結する場合、料金その他の提供条件については、附則別紙によるほか、従前のとおりとします。

ライトデータプラン ライトデータプラン（ベーシック）

ライトデータプラン（年とく割）

10 この約款の実施の日から平成23年5月31日までの間において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（11）の項の右欄ア（イ）の規定は適用されません。

11 この約款の実施の日から平成23年7月31日までの間において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（13）イおよび第2（パケット通信料）1（5）の規定は適用されません。

12 この約款の実施の日から平成23年6月30日までの間において次に掲げる事由が生じた場合であって、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）に係る基本使用料の料金種別の適用を継続して受けるときは、それぞれに定める期間に限り、各料金月に支払うべき基本使用料から477円（税込額500円）を減額します。ただし、その基本使用料の額が477円（税込額500円）未満となる場合には、その料金額の限度で減額します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年4月25日から実施します。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する特例）

2 平成23年3月31日実施の附則第10項中「平成23年5月31日」とあるのは、

「平成23年7月31日」とします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年7月26日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

(ア) あらたなフレッツ+昼割モ

バイル(にねん得割)に係

る契約の締結

その契約を締結した日を含む料金月の翌料金

月から起算して24料金月が経過するまでの

間

(イ) フレッツ+昼割モバイル

(にねん得割)に係る基本

使用料の料金種別への変

更の請求

その変更の請求があった日を含む料金月の翌

料金月から起算して24料金月が経過するま

での間

108

2 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった契約者のEMOBI  
LE通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月22日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年3月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(メール機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現にメール機能の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によるほか、従前のおりとしします。

(1) メール機能に係る使用料は、1契約ごとに月額200円(税込額210円)とします。

(2) メール機能に係る使用料については、料金表通則4(基本使用料等の日割り)の規定にかかわらず、日割り計算を行いません。

109

(3) 特定料金種別が適用されている契約者は、(1)に規定するメール機能に係る使用料の支払いを要しません。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

110

附則別紙

第1 基本使用料

1 適用

料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(1)のイおよびエ、(2)のア、イおよびウならびに(4)のア、イおよびウの規定については、下表の規定のおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のおりとします。にねん、新にねんまたはにねん2480に係る基本使用料の料金種別が適用されている契約者については、それぞれ附則別紙第1(基本使用料)1(適用)の(4)、(5)または(6)の該当する規定を適用します。

(1) 料金表第1

表第1（基本使用料

等）1（適用）（1）

イおよびエ

イ EMモバイルブロードバンドには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。

契約の種別 料金種別

データプラン（ベーシック）

ギガデータプラン（ベーシック）

バリューデータプラン（ベーシック）

ライトデータプラン（ベーシック）

スーパーライトデータプラン（ベーシック）

データプランB（ベーシック）

昼割プラン（ベーシック）

フレッツ+定額モバイル（ベーシック）

フレッツ+スーパーライト（ベーシック）

フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）

EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）

EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）

一般契約

EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）

111

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）

EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）

EMOBILE G4 昼割プラ

ン (ベーシック)

フレッツ+EMOBILE G4

定額モバイル (ベーシック)

フレッツ+EMOBILE G4

スーパーライト (ベーシック)

フレッツ+EMOBILE G4

昼割モバイル (ベーシック)

データプラン (年とく割)

ギガデータプラン (年とく割)

バリューデータプラン (年とく  
割)

ライトデータプラン (年とく割)

スーパーライトデータプラン (年  
とく割)

EMOBILE G4 データプ  
ラン (年とく割)

EMOBILE G4 ギガデー  
タプラン (年とく割)

EMOBILE G4 バリュー  
データプラン (年とく割)

年とく  
割

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (年とく割)

データプラン (年とく割2)

ギガデータプラン (年とく割2)

バリューデータプラン (年とく割  
2)

スーパーライトデータプラン (年  
とく割2)

定期契約

第1種 定期

契約

年とく

割2

データプランB (年とく割2)

昼割プラン（年とく割2）

フレッツ+定額モバイル（年とく割2）

フレッツ+スーパーライト（年とく割2）

フレッツ+昼割モバイル（年とく割2）

EMOBILE G4 データプラン（年とく割2）

EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割2）

EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）

EMOBILE G4 データプランB（年とく割2）

EMOBILE G4 昼割プラン（年とく割2）

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（年とく割2）

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2）

フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）

データプラン（にねんMAX）

ギガデータプラン（にねんMAX）

バリューデータプラン（にねんMAX）

スーパーライトデータプラン（にねんMAX）

第3種定期

契約

にねん

MAX

データプランB (にねんMAX)

113

昼割プラン (にねんMAX)

フレッツ+定額モバイル (にねんMAX)

フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)

EMOBILE G4 データプラン (にねんMAX)

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんMAX)

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんMAX)

EMOBILE G4 データプランB (にねんMAX)

EMOBILE G4 昼割プラン (にねんMAX)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんMAX)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX)

スーパーライトデータプラン (にねん2480)

フレッツ+スーパーライト (にねん2480)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん2480)

にねん

2 4 8

0

フレッツ+EMOBILE G4  
スーパーライト (にねん248  
0)

データプラン (にねんL)  
にねん

L ギガデータプラン (にねんL)  
114

バリューデータプラン (にねん  
L)

スーパーライトデータプラン (に  
ねんL)

データプランB (にねんL)

昼割プラン (にねんL)

フレッツ+定額モバイル (にねん  
L)

フレッツ+スーパーライト (にね  
んL)

EMOBILE G4 データプ  
ラン (にねんL)

EMOBILE G4 ギガデー  
タプラン (にねんL)

EMOBILE G4 バリュー  
データプラン (にねんL)

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (にねんL)

EMOBILE G4 データプ  
ランB (にねんL)

EMOBILE G4 昼割プラ  
ン (にねんL)

フレッツ+EMOBILE G4  
定額モバイル (にねんL)

フレッツ+EMOBILE G4  
スーパーライト (にねんL)

データプラン (にねん)

ギガデータプラン (にねん)

バリューデータプラン (にねん)

ライトデータプラン (にねん)  
スーパーライトデータプラン (に  
ねん)

データプランB (にねん)  
にねん

フレッツ+定額モバイル (にね  
ん)

115

フレッツ+スーパーライト (にね  
ん)

EMOBILE G4 データプ  
ラン (にねん)

EMOBILE G4 ギガデー  
タプラン (にねん)

EMOBILE G4 バリュー  
データプラン (にねん)

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (にねん)

EMOBILE G4 データプ  
ランB (にねん)

フレッツ+EMOBILE G4  
定額モバイル (にねん)

フレッツ+EMOBILE G4  
スーパーライト (にねん)

データプラン (にねんM)

ギガデータプラン (にねんM)

バリューデータプラン (にねん  
M)

スーパーライトデータプラン (に  
ねんM)

データプランB (にねんM)

昼割プラン (にねんM)

フレッツ+定額モバイル (にねん  
M)

フレッツ+スーパーライト (にね  
んM)

フレッツ+昼割モバイル (にねんM)

EMOBILE G4 データプラン (にねんM)

にねん

M

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんM)

116

EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんM)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんM)

EMOBILE G4 データプランB (にねんM)

EMOBILE G4 昼割プラン (にねんM)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんM)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)

フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねんM)

データプラン (新にねん)

ギガデータプラン (新にねん)

バリューデータプラン (新にねん)

ライトデータプラン (新にねん)

スーパーライトデータプラン (新にねん)

データプランB (新にねん)

フレッツ+定額モバイル (新にねん)

フレッツ+スーパーライト (新にねん)

EMOBILE G4 データプ

ラン (新にねん)

EMOBILE G4 ギガデー  
タプラン (新にねん)

EMOBILE G4 バリュー  
データプラン (新にねん)

新にね  
ん

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (新にねん)

117

EMOBILE G4 データプ  
ランB (新にねん)

フレッツ+EMOBILE G4  
定額モバイル (新にねん)

フレッツ+EMOBILE G4  
スーパーライト (新にねん)

データプラン (にねんS)

ギガデータプラン (にねんS)

バリューデータプラン (にねん  
S)

スーパーライトデータプラン (に  
ねんS)

データプランB (にねんS)

フレッツ+定額モバイル (にねん  
S)

フレッツ+スーパーライト (にね  
んS)

EMOBILE G4 データプ  
ラン (にねんS)

EMOBILE G4 ギガデー  
タプラン (にねんS)

EMOBILE G4 バリュー  
データプラン (にねんS)

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (にねんS)

EMOBILE G4 データプ

ランB (にねんS)

フレッツ+EMOBILE G4

定額モバイル (にねんS)

にねん

S

フレッツ+EMOBILE G4

スーパーライト (にねんS)

データプラン (にねん得割)

スーパーライトデータプラン (に  
ねん得割)

第4種定期

契約

にねん

得割

データプランB (にねん得割)

118

昼割プラン (にねん得割)

フレッツ+定額モバイル (にねん  
得割)

フレッツ+スーパーライト (にね  
ん得割)

フレッツ+昼割モバイル (にねん  
得割)

EMOBILE G4 データプ  
ラン (にねん得割)

EMOBILE G4 スーパー  
ライトデータプラン (にねん得  
割)

EMOBILE G4 データプ  
ランB (にねん得割)

EMOBILE G4 昼割プラ  
ン (にねん得割)

フレッツ+EMOBILE G4  
定額モバイル (にねん得割)

フレッツ+EMOBILE G4  
スーパーライト (にねん得割)

フレッツ+EMOBILE G4

昼割モバイル (にねん得割)

(2) 料金表第1

表第1 (基本使用料  
等) 1 (適用) (2)

ア、イおよびウ

ア データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、  
バリューデータプラン (ベーシック)、ライトデータプラン (ベー  
シック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプ  
ランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+定  
額モバイル (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (ベーシ  
ック)、フレッツ+昼割モバイル (ベーシック)、EMOBILE  
G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデ  
ータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデー  
タプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデー  
タプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベ  
ーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、フ  
レッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、フ

119

レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) ま  
たはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック)  
の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を  
除き、料金表第1表第1 (基本使用料等) 2の2-1または附則  
別紙第1 (基本使用料) の2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、  
バリューデータプラン (ベーシック)、ライトデータプラン (ベー  
シック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプ  
ランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、フレッツ+定  
額モバイル (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (ベーシ  
ック)、フレッツ+昼割モバイル (ベーシック)、EMOBILE  
G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデ  
ータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデー  
タプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデー  
タプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベ  
ーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、フ  
レッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、フ

レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) またはレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック) の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (ベーシック)、ライトデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、レッツ+定額モバイル (ベーシック)、レッツ+スーパーライト (ベーシック)、レッツ+昼割モバイル (ベーシック)、EMOBILE G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)、レッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)、レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック) またはレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック) の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

120

#### 区分 基本使用料の適用

1 データプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (ベーシック)、ライトデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、データプランB (ベーシック)、昼割プラン (ベーシック)、レッツ+定額モバイル (ベーシック)、レッツ+スーパーライト (ベーシック)、レッツ+昼割モバイル (ベーシック)、EMOBILE G4 データプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)

ーシック)、EMOBILE G  
4 バリュージェータプラン (ベー  
シック)、EMOBILE G4  
スーパーライトデータプラン  
(ベーシック)、EMOBILE  
G4 データプランB (ベーシッ  
ク)、EMOBILE G4 昼割  
プラン (ベーシック)、フレッツ  
+EMOBILE G4 定額モ  
バイル (ベーシック)、フレッ  
ツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト (ベーシック) また  
はフレッツ+EMOBILE  
G4 昼割モバイル (ベーシッ  
ク) の解除があったとき。  
その契約解除日の前日まで  
の基本使用料を適用しま  
す。

2 契約者から他の料金種別の  
適用に変更する申し出があ  
ったとき。

契約者から他の料金種別の  
適用に変更する申し出があ  
った日を含む料金月の末日  
までの基本使用料を適用し  
ます。

121

### (3) 料金表第1

表第1 (基本使用料  
等) 1 (適用) (4)

ア、イおよびウ

ア データプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割)、バ  
リュージェータプラン (年とく割)、ライトデータプラン (年とく割)、  
スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4  
データプラン (年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラ  
ン (年とく割)、EMOBILE G4 バリュージェータプラン (年

とく割) またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、料金表第1表第1 (基本使用料等) 2の2-1または附則別紙第1 (基本使用料) 2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割)、ライトデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 データプラン (年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割) またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割) の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割)、ライトデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 データプラン (年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割) またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割) の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

#### 区分 基本使用料の適用

1 データプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割)、ライトデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 データプラン (年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)、EMその契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。

122

OBILE G4 バリューデータプラン (年とく割) またはE

MOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割）の解除があったとき。

2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。

契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。

(4) データプラン（にねん）、ギガデータプラン（にねん）、バリューデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、データプランB（にねん）、フレッツ+定額モバイル（にねん）、フレッツ+スーパーライト（にねん）、EMOBILE G4 データプラン（にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）

ア データプラン (にねん)、ギガデータプラン (にねん)、バリューデータプラン (にねん)、ライトデータプラン (にねん)、スーパーライトデータプラン (にねん)、データプランB (にねん)、フレッツ+定額モバイル (にねん)、フレッツ+スーパーライト (にねん)、EMOBILE G4 データプラン (にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 データプランB (にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙第1 (基本使用料) 2に規定する料金額を適用します。

イ データプラン (にねん)、ギガデータプラン (にねん)、バリューデータプラン (にねん)、ライトデータプラン (にねん)、スーパーライトデータプラン (にねん)、データプランB (にねん)、フレッツ+定額モバイル (にねん)、フレッツ+スーパーライト (にねん)、EMOBILE G4 データプラン (にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 データプランB (にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん) の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (にねん)、ギガデータプラン (にねん)、バリュー

123

ん)、EMOBILE  
EG4 データ  
プランB (にねん)、  
フレッツ+EMO  
BILE G4 定  
額モバイル (にね  
ん) およびフレッツ  
+EMOBILE  
G4 スーパーライ

ト（にねん）に係る

基本使用料の取扱

い

ーデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、データプランB（にねん）、フレッツ+定額モバイル（にねん）、フレッツ+スーパーライト（にねん）、EMOBILE G4 データプラン（にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 データプランB（にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分 基本使用料の適用

1 データプラン（にねん）、ギガデータプラン（にねん）、バリューデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、データプランB（にねん）、フレッツ+定額モバイル（にねん）、フレッツ+スーパーライト（にねん）、EMOBILE G4 データプラン（にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 データプランB（にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）またはフレッツ+EMOBILE G

4 スーパーライト (にねん)

の解除があったとき。

その契約解除日の前日までの

基本使用料を適用します。

124

2 契約者から他の料金種別の

適用に変更する申し出があ

ったとき。

契約者から他の料金種別の適

用に変更する申し出があった

日を含む料金月の末日までの

基本使用料を適用します。

エ データプランB (にねん)、フレッツ+定額モバイル (にねん)、

フレッツ+スーパーライト (にねん)、EMOBILE G4 デ

ータプランB (にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額

モバイル (にねん) またはフレッツ+EMOBILE G4 スー

パーライト (にねん) の契約者は、第22条 (定期契約の満了に

伴う契約の変更等) 第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌

日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。

(5) データプラ

ン (新にねん)、ギ

ガデータプラン (新

にねん)、バリュー

データプラン (新に

ねん)、ライトデー

タプラン (新にね

ん)、スーパーライ

トデータプラン (新

にねん)、データプ

ランB (新にねん)、

フレッツ+定額モ

バイル (新にねん)、

フレッツ+スーパ

ーライト (新にね

ん)、EMOBIL

E G4 データプ

ラン（新にねん）、  
EMOBILE G  
4 ギガデータプラ  
ン（新にねん）、E  
MOBILE G4  
バリューデータプ  
ラン（新にねん）、  
EMOBILE G

ア データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バ  
リリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にね  
ん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、データプランB  
（新にねん）、フレッツ+定額モバイル（新にねん）、フレッツ  
+スーパーライト（新にねん）、EMOBILE G4 データプ  
ラン（新にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（新  
にねん）、EMOBILE G4 バリリューデータプラン（新にね  
ん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新に  
ねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレ  
ッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフ  
レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）の基  
本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除  
き、附則別紙第1（基本使用料）2に規定する料金額を適用しま  
す。

イ データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バ  
リリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にね  
ん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、データプランB  
（新にねん）、フレッツ+定額モバイル（新にねん）、フレッツ  
+スーパーライト（新にねん）、EMOBILE G4 データプ  
ラン（新にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（新  
にねん）、EMOBILE G4 バリリューデータプラン（新にね  
ん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新に  
ねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレ  
ッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフ  
レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）の契

125

4 スーパーライト  
データプラン（新に

ねん)、EMOBILE G4 データ  
プランB (新にね  
ん)、フレッツ+E  
MOBILE G4  
定額モバイル (新に  
ねん) およびフレッ  
ツ+EMOBILE  
EG4 スーパー  
ライト (新にねん)  
に係る基本使用料  
の取扱い

約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ データプラン (新にねん)、ギガデータプラン (新にねん)、バ  
リューデータプラン (新にねん)、ライトデータプラン (新にね  
ん)、スーパーライトデータプラン (新にねん)、データプランB  
(新にねん)、フレッツ+定額モバイル (新にねん)、フレッツ  
+スーパーライト (新にねん)、EMOBILE G4 データプ  
ラン (新にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (新  
にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にね  
ん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (新に  
ねん)、EMOBILE G4 データプランB (新にねん)、フレ  
ッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (新にねん) またはフレ  
ッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (新にねん) の基  
本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表  
のとおりとします。

#### 区分 基本使用料の適用

1 データプラン (新にねん)、  
ギガデータプラン (新にねん)、  
バリューデータプラン (新にね  
ん)、ライトデータプラン (新  
にねん)、スーパーライトデー  
タプラン (新にねん)、データ  
プランB (新にねん)、フレッ  
ツ+定額モバイル (新にねん)、  
フレッツ+スーパーライト (新

にねん)、EMOBILE G  
4 データプラン (新にねん)、  
EMOBILE G4 ギガデ  
ータプラン (新にねん)、EM  
OBILE G4 バリューデ  
ータプラン (新にねん)、EM  
OBILE G4 スーパーラ  
イトデータプラン (新にねん)、  
EMOBILE G4 データ  
プランB (新にねん)、フレッ  
ツ+EMOBILE G4 定  
額モバイル (新にねん) または  
その契約解除日の前日までの  
基本使用料を適用します。

126

フレッツ+EMOBILE G  
4 スーパーライト (新にねん)  
の解除があったとき。

2 契約者から他の料金種別の  
適用に変更する申し出があ  
ったとき。

契約者から他の料金種別の適  
用に変更する申し出があった  
日を含む料金月の末日までの  
基本使用料を適用します。

エ データプラン (新にねん)、ギガデータプラン (新にねん)、バ  
リューデータプラン (新にねん)、ライトデータプラン (新にねん)、  
スーパーライトデータプラン (新にねん)、EMOBILE G4  
データプラン (新にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラ  
ン (新にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (新  
にねん) またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラ  
ン (新にねん) の契約者は、第22条 (定期契約の満了に伴う契  
約の変更等) 第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第  
1種定期契約の年とく割に係る料金種別に変更します。

オ データプランB (新にねん)、フレッツ+定額モバイル (新にね  
ん)、フレッツ+スーパーライト (新にねん)、EMOBILE G

4 データプランB（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。

(6) スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）およびフレッツ+EMOBILE G4 スー

ア スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+スーパーライト（にねん2480）EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙第1（基本使用料）2に規定する料金額を適用します。

イ スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+スーパーライト（にねん2480）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。

ウ スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+ス

127  
ーパーライト（にねん2480）に係る基本使用料の取扱い

ーパーライト（にねん2480）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはフレッツ+EM

OBILE G4 スーパーライト（にねん2480）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

#### 区分 基本使用料の適用

1 スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+スーパーライト（にねん2480）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）の解除があったとき。

その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。

2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。

契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。

エ フレッツ+スーパーライト（にねん2480）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。

#### 2 料金額

##### 区分 料金額（税込額）

ライトデータプラン（ベーシック） 2, 839円（税込額 2, 980円）

ライトデータプラン（年とく割） 1, 886円（税込額 1, 980円）

スーパーライトデータプラン（にねん2480） 2, 362円（税込額 2, 480円）

フレッツ+スーパーライト（にねん2480） 2, 724円（税込額 2, 860円）

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン  
（にねん2480）

2, 362円（税込額 2, 480円）

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト

(にねん2480)

2,724円(税込額 2,860円)

128

データプラン(にねん) 5,696円(税込額 5,980円)

ギガデータプラン(にねん) 4,743円(税込額 4,980円)

バリューデータプラン(にねん) 3,791円(税込額 3,980円)

ライトデータプラン(にねん) 2,839円(税込額 2,980円)

スーパーライトデータプラン(にねん) 1,905円(税込額 2,000円)

データプランB(にねん) 5,029円(税込額 5,280円)

フレッツ+定額モバイル(にねん) 5,696円(税込額 5,980円)

フレッツ+スーパーライト(にねん) 2,267円(税込額 2,380円)

EMOBILE G4 データプラン(にねん) 6,648円(税込額 6,980円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねん) 5,696円(税込額 5,980円)

EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねん)

4,743円(税込額 4,980円)

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン  
(にねん)

1,905円(税込額 2,000円)

EMOBILE G4 データプランB(にねん) 5,600円(税込額 5,880円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねん)

6,648円(税込額 6,980円)

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト  
(にねん)

2,267円(税込額 2,380円)

データプラン(新にねん) 4,743円(税込額 4,980円)

ギガデータプラン(新にねん) 3,791円(税込額 3,980円)

バリューデータプラン(新にねん) 2,839円(税込額 2,980円)

ライトデータプラン(新にねん) 1,886円(税込額 1,980円)

スーパーライトデータプラン(新にねん) 953円(税込額 1,000円)

データプランB(新にねん) 4,077円(税込額 4,280円)

フレッツ+定額モバイル(新にねん) 4,743円(税込額 4,980円)

フレッツ+スーパーライト(新にねん) 1,315円(税込額 1,380円)

EMOBILE G4 データプラン(新にねん) 5,696円(税込額 5,980円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん） 4,743円（税込額 4,980円）

EMOBILE G4 バリュージェットプラン（新にねん）

3,791円（税込額 3,980円）

EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）

953円（税込額 1,000円）

EMOBILE G4 データプランB（新にねん） 4,648円（税込額 4,880円）

129

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）

5,696円（税込額 5,980円）

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）

1,315円（税込額 1,380円）

130

第2 パケット通信料

1 適用

料金表第1表第2（パケット通信料）1（適用）（1）、（2）アおよびイならびに（3）の規定については、下表の規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。

（1） 料金表第1

表第2（パケット通

信料）1（適用）（1）

パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、附則別紙第2（パケット通信料）2に規定する料金額を適用します。

（2） 料金表第1

表第2（パケット通

信料）1（適用）（2）

アおよびイ

ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。

1 契約者識別番号ごとに月額

基本使用料の

料金種別

支払いを要しない額/ (税込額)

ライトデータプラン

(ベーシック)

(1) に規定した 93, 400 パケット  
分の料金 934 円 (税込額 980 円)

ライトデータプラン

(年とく割)

(1) に規定した 93, 400 パケット  
分の料金 934 円 (税込額 980 円)

スーパーライトデー  
タプラン

(にねん 2480)

(1) に規定した 23, 825 パケット  
分の料金 953 円 (税込額 1, 000 円)

フレッツ+スーパー

ライト (にねん 248  
0)

(1) に規定した 23, 350 パケット  
分の料金 934 円 (税込額 980 円)

EMOBILE G4

スーパーライトデー

タプラン (にねん 24  
80)

(1) に規定した 23, 825 パケット  
分の料金 953 円 (税込額 1, 000 円)

フレッツ+EMOB

ILE G4 スーパー

ーライト (にねん 24  
80)

(1) に規定した 23, 350 パケット  
分の料金 934 円 (税込額 980 円)

データプラン (にね  
ん)

(1) に規定した料金額

131

ギガデータプラン (に  
ねん)

(1) に規定した 8, 388, 700 パ  
ケット分の料金 83, 887 円 (税込額  
88, 081 円)

バリューデータプラ  
ン (にねん)

(1) に規定した 2, 457, 600 パ  
ケット分の料金 24, 576 円 (税込額  
25, 804 円)

ライトデータプラン  
(にねん)

(1) に規定した 93, 400 パケット  
分の料金 934 円 (税込額 980 円)

スーパーライトデー  
タプラン  
(にねん)

(1) に規定した 23, 825 パケット  
分の料金 953 円 (税込額 1, 000 円)

データプラン B (にね  
ん)

(1) に規定した料金額  
フレッツ+定額モバ  
イル (にねん)

(1) に規定した料金額  
フレッツ+スーパー  
ライト (にねん)

(1) に規定した 23, 350 パケット  
分の料金 934 円 (税込額 980 円)

EMOBILE G4  
データプラン (にね  
ん)

(1) に規定した料金額  
EMOBILE G4  
ギガデータプラン (に

ねん)

(1)に規定した8,388,700パ  
ケット分の料金83,887円(税込額  
88,081円)

EMOBILE G4

バリューデータプラ

ン(にねん)

(1)に規定した2,457,600パ  
ケット分の料金24,576円(税込額  
25,804円)

EMOBILE G4

スーパーライトデー

タプラン(にねん)

(1)に規定した23,825パケット  
分の料金953円(税込額1,000円)

EMOBILE G4

データプランB(にね

ん)

(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 定額モ

バイル(にねん)

(1)に規定した料金額

132

フレッツ+EMOB

ILE G4 スーパ

ーライト(にねん)

(1)に規定した23,350パケット  
分の料金934円(税込額980円)

データプラン

(新にねん)

(1)に規定した料金額

ギガデータプラン

(新にねん)

(1)に規定した8,388,700パ  
ケット分の料金83,887円(税込額

88,081円)

バリューデータプラン

（新にねん）

（1）に規定した2,457,600パ  
ケット分の料金24,576円（税込額  
25,804円）

ライトデータプラン

（新にねん）

（1）に規定した93,400パケット  
分の料金934円（税込額980円）

スーパーライトデー

タプラン

（新にねん）

（1）に規定した23,825パケット  
分の料金953円（税込額1,000円）

データプランB（新に

ねん）

（1）に規定した料金額

フレッツ+定額モバ

イル（新にねん）

（1）に規定した料金額

フレッツ+スーパー

ライト（新にねん）

（1）に規定した23,350パケット  
分の料金934円（税込額980円）

EMOBILE G4

データプラン（新にね

ん）

（1）に規定した料金額

EMOBILE G4

ギガデータプラン（新

にねん）

（1）に規定した8,388,700パ  
ケット分の料金83,887円（税込額  
88,081円）

EMOBILE G4

バリューデータプラ

ン（新にねん）

（１）に規定した２，４５７，６００パ  
ケット分の料金２４，５７６円（税込額  
２５，８０４円）

EMOBILE G4

スーパーライトデー

タプラン（新にねん）

（１）に規定した２３，８２５パケット  
分の料金 ９５３円（税込額１，０００円）

133

EMOBILE G4

データプランB（新に

ねん）

（１）に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 定額モ

バイル（新にねん）

（１）に規定した料金額

フレッツ+EMOB

ILE G4 スーパ

ーライト（新にねん）

（１）に規定した２３，３５０パケット

分の料金 ９３４円（税込額９８０円）

イ ライトデータプラン（ベーシック）、ライトデータプラン（年と  
く割）、ライトデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（新  
にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、スーパーライ  
トデータプラン（新にねん）、スーパーライトデータプラン（にね  
ん２４８０）、フレッツ+スーパーライト（にねん２４８０）、E  
MOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EM  
OBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）、EM  
OBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん２４８  
０）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん２  
４８０）、バリューデータプラン（にねん）、バリューデータプラ  
ン（新にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（に  
ねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）、

フレッツ+スーパーライト（にねん）、フレッツ+スーパーライト（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）におけるパケット通信料のうち支払いを要しない額については、料金表通則4（基本使用料等の日割り）の規定に準じて、日割り計算を行います。

134

（3） 料金表第1

表第2（パケット通信料） 1（適用）（3）

下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からのパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。

1 契約者識別番号ごとに月額

基本使用料の料金種別

最大パケット通信料金額/（税込額）

ライトデータプラン  
（ベーシック）

4, 267円

（税込額 4, 480円）

ライトデータプラン  
（年とく割）

4, 267円

（税込額 4, 480円）

ライトデータプラン  
（にねん）

4, 267円

（税込額 4, 480円）

ライトデータプラン  
（新にねん）

4, 267円

（税込額 4, 480円）

スーパーライトデータプラン（にねん）

4, 743円

(税込額 4,980円)

スーパーライトデー  
タプラン (新にねん)

4,743円

(税込額 4,980円)

スーパーライトデー  
タプラン

(にねん2480)

4,743円

(税込額 4,980円)

フレッツ+スーパー  
ライト (にねん)

4,743円

(税込額 4,980円)

フレッツ+スーパー  
ライト (新にねん)

4,743円

(税込額 4,980円)

フレッツ+スーパー  
ライト (にねん2480)

4,743円

(税込額 4,980円)

EMOBILE G4  
スーパーライトデー  
タプラン (にねん)

5,696円

(税込額 5,980円)

EMOBILE G4  
スーパーライトデー  
タプラン (新にねん)

5,696円

(税込額 5,980円)

135

EMOBILE G4  
スーパーライトデー

タプラン (にねん 2 4  
8 0)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)  
フレッツ+EMOB  
I L E G 4 スーパ  
ーライト (にねん)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)  
フレッツ+EMOB  
I L E G 4 スーパ  
ーライト (新にねん)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)  
フレッツ+EMOB  
I L E G 4 スーパ  
ーライト (にねん 2 4  
8 0)  
5, 6 9 6 円  
(税込額 5, 9 8 0 円)

136

(3) 料金表第 1

表第 2 (パケット通  
信料) 1 (適用) (4)

下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、料金表第  
1 (基本使用料) で計算された契約者回線の基本使用料と料金表第  
2 (パケット通信料) (1) および (2) で計算されたその契約者回  
線からのパケット通信料の合計額が、同表の右欄に規定する最大料  
金額以上となる場合は、その最大料金額を適用します。

1 契約者識別番号ごとに月額

基本使用料の料金種別 最大料金額/ (税込額)

ギガデータプラン

(にねん)

6, 6 4 8 円

(税込額 6, 9 8 0 円)

ギガデータプラン

(新にねん)

5,696円

(税込額 5,980円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(にねん)

7,600円

(税込額 7,980円)

EMOBILE G4

ギガデータプラン

(新にねん)

6,648円

(税込額 6,980円)

バリューデータプラン

(にねん)

6,648円

(税込額 6,980円)

バリューデータプラン

(新にねん)

5,696円

(税込額 5,980円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(にねん)

7,600円

(税込額 7,980円)

EMOBILE G4

バリューデータプラン

(新にねん)

6,648円

(税込額 6,980円)

137

2 料金額

区分料金額 (税込額)

ライトデータプラン (ベーシック)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

ライトデータプラン (年とく割)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (にねん  
2480)

1課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

フレッツ+スーパーライト (にねん2  
480)

1課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (にねん2480)

1課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト (にねん2480)

1課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

データプラン (にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

ライトデータプラン (にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円

(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (にねん)

1課金対象パケットごとに0.04円

(税込額 0.042円)

データプランB (にねん)

1 課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (にねん)

1 課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+スーパーライト (にねん)

1 課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプラン  
(にねん)

1 課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

パケット通信料

EMOBILE G4 ギガデータプラン  
(にねん)

1 課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

138

EMOBILE G4 バリューデータ  
プラン (にねん)

1 課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン (にねん)

1 課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプランB  
(にねん)

1 課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 定額  
モバイル (にねん)

1 課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト (にねん)

1課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプラン (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

ギガデータプラン (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

バリューデータプラン (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

ライトデータプラン (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

スーパーライトデータプラン (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

データプランB (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+定額モバイル (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

フレッツ+スーパーライト (新にねん)

1課金対象パケットごとに0.04円  
(税込額 0.042円)

EMOBILE G4 データプラン  
(新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 ギガデータプラン  
(新にねん)

1課金対象パケットごとに0.01円  
(税込額 0.0105円)

EMOBILE G4 バリューデータ

プラン（新にねん）

1 課金対象パケットごとに0.01円

（税込額 0.0105円）

EMOBILE G4 スーパーライト  
データプラン（新にねん）

1 課金対象パケットごとに0.04円

（税込額 0.042円）

EMOBILE G4 データプランB  
（新にねん）

1 課金対象パケットごとに0.01円

（税込額 0.0105円）

139

フレッツ+EMOBILE G4 定額  
モバイル（新にねん）

1 課金対象パケットごとに0.01円

（税込額 0.0105円）

フレッツ+EMOBILE G4 スー  
パーライト（新にねん）

1 課金対象パケットごとに0.04円

（税込額 0.042円）

140

第3 契約解除料

1 適用

料金表第1表第4（契約解除料）1（適用）（1）のイの規定については、下表の  
規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとます。

（1） 料金表第1表

第4（契約解除料）1

（適用）（1）イ

イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更により次表  
の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表  
の右欄に規定する契約を締結したときは、料金表第1  
表第4（契約解除料）2または附則別紙第3（契約解  
除料）2に規定する契約解除料の支払いを要します。

契約解除料の適用

第1種定期契約 一般契約

第1種定期契約

第3種定期契約 一般契約

第1種定期契約

第3種定期契約

第4種定期契約

第4種定期契約 一般契約

第1種定期契約

141

2 料金額

料金額

(税込額)

第3種定期契約

にねん2480 にねん 新にねん

ご利用

開始月

56,686円

(税込額 59,520円)

45,715円

(税込額 48,000円)

22,858円

(税込額 24,000円)

1ヶ月

56,686円

(税込額 59,520円)

45,715円

(税込額 48,000円)

22,858円

(税込額 24,000円)

2ヶ月

54,324円

(税込額 57,040円)

43,810円

(税込額 46,000円)

21,905円

(税込額 23,000円)

3ヶ月

51,962円

(税込額 54,560円)

41,905円

(税込額 44,000円)

20,953円

(税込額 22,000円)

4ヶ月

49,600円

(税込額 52,080円)

40,000円

(税込額 42,000円)

20,000円

(税込額 21,000円)

5ヶ月

47,239円

(税込額 49,600円)

38,096円

(税込額 40,000円)

19,048円

(税込額 20,000円)

6ヶ月

44,877円

(税込額 47,120円)

36,191円

(税込額 38,000円)

18,096円

(税込額 19,000円)

7ヶ月

42,515円

(税込額 44,640円)

34,286円

(税込額 36,000円)

17,143円

(税込額 18,000円)

8ヶ月

40,153円

(税込額 42,160円)

32,381円  
(税込額 34,000円)  
16,191円  
(税込額 17,000円)  
9ヶ月  
37,791円  
(税込額 39,680円)  
30,477円  
(税込額 32,000円)  
15,239円  
(税込額 16,000円)  
10ヶ月  
35,429円  
(税込額 37,200円)  
28,572円  
(税込額 30,000円)  
14,286円  
(税込額 15,000円)  
11ヶ月  
33,067円  
(税込額 34,720円)  
26,667円  
(税込額 28,000円)  
13,334円  
(税込額 14,000円)  
12ヶ月  
30,705円  
(税込額 32,240円)  
24,762円  
(税込額 26,000円)  
12,381円  
(税込額 13,000円)  
13ヶ月  
28,343円  
(税込額 29,760円)  
22,858円

(税込額 24,000円)

11,429円

(税込額 12,000円)

経過期間

14ヶ月

25,981円

(税込額 27,280円)

20,953円

(税込額 22,000円)

10,477円

(税込額 11,000円)

142

15ヶ月

23,619円

(税込額 24,800円)

19,048円

(税込額 20,000円)

9,524円

(税込額 10,000円)

16ヶ月

21,258円

(税込額 22,320円)

17,143円

(税込額 18,000円)

8,572円

(税込額 9,000円)

17ヶ月

18,896円

(税込額 19,840円)

15,239円

(税込額 16,000円)

7,619円

(税込額 8,000円)

18ヶ月

16,534円

(税込額 17,360円)

13,334円  
(税込額 14,000円)  
6,667円  
(税込額 7,000円)  
19ヶ月  
14,172円  
(税込額 14,880円)  
11,429円  
(税込額 12,000円)  
5,715円  
(税込額 6,000円)  
20ヶ月  
11,810円  
(税込額 12,400円)  
9,524円  
(税込額 10,000円)  
4,762円  
(税込額 5,000円)  
21ヶ月  
9,448円  
(税込額 9,920円)  
7,619円  
(税込額 8,000円)  
3,810円  
(税込額 4,000円)  
22ヶ月  
7,086円  
(税込額 7,440円)  
5,715円  
(税込額 6,000円)  
2,858円  
(税込額 3,000円)  
23ヶ月  
4,724円  
(税込額 4,960円)  
3,810円

(税込額 4, 0 0 0円)

1, 9 0 5円

(税込額 2, 0 0 0円)

2 4ヶ月

2, 3 6 2円

(税込額 2, 4 8 0円)

1, 9 0 5円

(税込額 2, 0 0 0円)

9 5 3円

(税込額 1, 0 0 0円)